

審査事務規程の一部改正について（第 66 次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
 - 国土交通省において、適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 26 日国土交通省令第 92 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 7 年 9 月 26 日国土交通省告示第 897 号）

3. 施行日

令和 7 年 9 月 30 日

新

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章 総則

1-1～1-2（略）

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
ね	<u>熱連鎖</u>	<u>原動機用蓄電池を構成するうちの一部の電池が熱暴走（電池温度の上昇が制御不能な状態をいう。）を起こした際に、その熱暴走が隣接する電池に広がることをいう。</u>
	（略）	（略）
の	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1～4-13（略）

4-14 並行輸入自動車の事前書面審査

(1) ～ (4)（略）

(5) 次に掲げる場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

① 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の審査依頼があった場合

② 書面審査が終了した並行輸入自動車届出書及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合

旧

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次（略）

第 1 章 総則

1-1～1-2（略）

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
（略）	（略）	（略）
ね	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
	（略）	（略）
の	<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>	<u>本表の小型特殊自動車の項の②に掲げる自動車をいう。</u>
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

1-3-1（略）

1-4～1-6（略）

第 2 章～第 3 章（略）

第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1～4-13（略）

4-14 並行輸入自動車の事前書面審査

(1) ～ (4)（略）

(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の審査依頼があった場合又は書面審査が終了した並行輸入自動車届出書及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

（新設）

（新設）

新	旧
<u>③ 別添 3「並行輸入自動車審査要領」2. (13) の複数台数届出が行われた自動車の審査に際し、受検者から同別添に定める「並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ」(第 12 号様式) の提示がない場合</u> 4-15～4-28 (略) 第 5 章 (略) 第 6 章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車) 6-1～6-8 (略) 6-9 原動機及び動力伝達装置 6-9-1 性能要件 6-9-1-1 (略) 6-9-1-2 書面等による審査 (1) 自動車 (次に掲げる自動車を除く。) は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項第 3 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係) ①～⑤ (略) <u>⑥ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、異なる型式の原動機に変更したものの</u> <u>⑦ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、燃料の種類を変更したもの</u> <u>⑧ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、その構造等の変更により細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の 5.1.1. から 5.1.3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの</u> (2) (略) 6-9-2～6-9-3 (略) 6-9-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-8 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係) ① 令和 6 年 9 月 30 日 (輸入された自動車<u>にあっては令和 8 年 9 月 30 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>) 以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日 (輸入された自動車<u>にあっては令和 8 年 10 月 1 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>) から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u> (輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 12 年 8 月 31 日</u>) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 6 年 9 月 30 日 (輸入された自動車<u>にあっては令和 8 年 9 月 30 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車	<u>(新設)</u> 4-15～4-28 (略) 第 5 章 (略) 第 6 章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車) 6-1～6-8 (略) 6-9 原動機及び動力伝達装置 6-9-1 性能要件 6-9-1-1 (略) 6-9-1-2 書面等による審査 (1) 自動車 (次に掲げる自動車を除く。) は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項第 3 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係) ①～⑤ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (2) (略) 6-9-2～6-9-3 (略) 6-9-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-8 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係) ① 令和 6 年 9 月 30 日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>) 以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>) から<u>令和 8 年 9 月 30 日</u> (輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 11 年 9 月 30 日</u>) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 6 年 9 月 30 日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車

新	旧
イ 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前のもの ④ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの（次に掲げるものに限る。）</u> ア <u>車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> イ <u>車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> 6-10～6-10 の 2（略） 6-11 走行装置 6-11-1 性能要件 6-11-1-1 視認等による審査 (1)（略） (2) 大型特殊自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合すること。<u>（細目告示第 11 条第 4 項関係）</u> ①～③（略） 6-11-1-2（略） 6-11-2～6-11-3（略） 6-11-4 適用関係の整理 (1)（略） (2) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車並びに<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車は、6-11-1-2（2）の規定にかかわらず、<u>平成 27 年 10 月 8 日付国土交通省告示第 1048 号による改正前</u>の細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」<u>又は</u>細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 この場合において、7-11-1（3）の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。（適用関係告示第 5 条第 4 項、<u>第 5 項及び</u>第 7 項関係） ①（略）	イ 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>以前のもの <u>（新設）</u> 6-10～6-10 の 2（略） 6-11 走行装置 6-11-1 性能要件 6-11-1-1 視認等による審査 (1)（略） (2) 大型特殊自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合すること。 ①～③（略） 6-11-1-2（略） 6-11-2～6-11-3（略） 6-11-4 適用関係の整理 (1)（略） (2) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車並びに<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車は、6-11-1-2（2）の規定にかかわらず、細目告示別添 3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」<u>及び</u>細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 この場合において、7-11-1（3）の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。（適用関係告示第 5 条第 4 項<u>から</u>第 7 項<u>まで</u>関係） ①（略）

新

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア (略)

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

③ 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までの新型届出自動車であって、「指定等年月日」以前の新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

④ 「製作年月日」の翌日以降に空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車であって、「製作年月日」以前に空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

⑤ (略)

⑥ 「製作年月日」以前の新型届出自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車

⑦ 「製作年月日」以前に新たに空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車

(削除)

⑧ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	(略)

旧

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア (略)

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

(新設)

(新設)

③ (略)

④ 「製作年月日」以前に製作された自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車

⑤ 「製作年月日」以前の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車

⑥ 「製作年月日」の翌日以降の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車であって、「製作年月日」以前の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

⑦ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	(略)

新			旧		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの</u>	<u>R5. 3. 31</u>	<u>R8. 3. 31</u>
<u>(削除)</u>			<u>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車</u>		
<u>(削除)</u>			<u>車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車</u>		
<u><参考> (略)</u>			<u><参考> (略)</u>		
<u>(3) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) の規定にかかわらず、平成 27 年 10 月 8 日付け国土交通省告示第 1048 号による改正前の細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。</u> <u>この場合において、7-11-1 (3) の規定に適合していることが確認できる場合には、これらの審査を省略することができる。(適用関係告示第 5 条第 6 項関係)</u> <u>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</u> <u>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車</u> <u>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> <u>③ 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までの新型届出自動車であって、「指定等年月日」以前の新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> <u>④ 「指定等年月日」の翌日以降に空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> <u>⑤ 「製作年月日」以前に製作された輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>⑥ 「製作年月日」以前の新型届出自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車</u> <u>⑦ 「製作年月日」以前の多仕様自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車</u> <u>⑧ 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の空気入ゴムタイヤに</u>			<u>(新設)</u>		

新

旧

係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

⑨ 「指定等年月日」以前に新たに空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車

⑩ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの	R5. 3. 31	R8. 8. 31
貨物の運送の用に供する車両総重量 3. 5t を超える自動車		
車両総重量 3. 5t を超える被牽引自動車		

<参考>
シビアスノータイヤに付される記号



底部は最低 15mm、高さは最低 15mm

(4) ～ (6) (略)

(7) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) ①の規定を適用しない。
(適用関係告示第 5 条第 11 項及び第 12 項関係)
①～③ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	(略)
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの	R5. 3. 31	R8. 8. 31
貨物の運送の用に供する車両総重量 3. 5t を超える自動車		
車両総重量 3. 5t を超える被牽引自動車		

(8) ～ (9) (略)

(10) UN R30 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S1 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. (6. 2. にあつてはステージ 2、6. 3. にあつてはステージ 3 に係る要件及び 6. 6. にあつては 6. 6. 2. の要件に限る。この場合において、UN R117-04-S1 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」を「UN R117-04 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. 」、「UN R117-03 の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。) 及び 6. (6. 1. 及び 6. 3. にあつてはステージ 2 に係る要件に限る。）」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4. 3. 及び 4. 4. を除く。）」

(3) ～ (5) (略)

(6) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) ①の規定を適用しない。
(適用関係告示第 5 条第 11 項及び第 12 項関係)
①～③ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	(略)
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの	R5. 3. 31	R8. 3. 31
貨物の運送の用に供する車両総重量 3. 5t を超える自動車		
車両総重量 3. 5t を超える被牽引自動車		

(7) ～ (8) (略)

(9) UN R30 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S1 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. (6. 2. にあつてはステージ 2、6. 3. にあつてはステージ 3 に係る要件及び 6. 6. にあつては 6. 6. 2. の要件に限る。この場合において、UN R117-04-S1 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。）」を「UN R117-04 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. 」、「UN R117-03 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. 」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4. 3. を除く。) 及び 6. (6. 1. 及び 6. 3. にあつてはステージ 2 に係る要件に限る。この場合にお

新	旧
及び6. (6.1. 及び6.3. にあってはステージ2に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第5条第16項関係) ① (略) ② 令和8年7月7日から<u>令和9年8月31日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令和9年8月31日</u>以前のもの <u>(11)</u> UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S1 の4. (4.3. を除く。) 及び6. (6.2. にあってはステージ2、6.3. にあってはステージ3に係る要件及び6.6. にあっては6.6.2. の要件に限る。 この場合において、UN R117-04-S1に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」を「UN R117-04 の4. (4.3. を除く。) 及び6.」又は「UN R117-02-S14 の4. (4.3. <u>及び4.4.</u> を除く。) 及び6. (6.1. 及び6.3. にあってはステージ2に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第5条第17項関係) ①～③ (略) <u>(12)</u> (略) 6-12 (略) 6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、<u>次に掲げる</u>基準に適合するものでなければならない。 <u>[UN R79]</u> <u>① UN R79-04-S7 の5. 及び6. に適合するものであること。(保安基準第11条第1項、細目告示第13条第2項第1号)</u> <u>【適用関係の整理】</u> <u>[UN R79-04-S4]</u>	いて、UN R117-02-S14に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第5条第16項関係) ① (略) ② 令和8年7月7日から<u>令和9年7月6日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令和9年7月6日</u>以前のもの <u>(10)</u> UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S1 の4. (4.3. を除く。) 及び6. (6.2. にあってはステージ2、6.3. にあってはステージ3に係る要件及び6.6. にあっては6.6.2. の要件に限る。 この場合において、UN R117-04-S1に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」を「UN R117-04 の4. (4.3. を除く。) 及び6.」又は「UN R117-02-S14 の4. (4.3. を除く。) 及び6. (6.1. 及び6.3. にあってはステージ2に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第5条第17項関係) ①～③ (略) <u>(11)</u> (略) 6-12 (略) 6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 <u>[UN R79-04]</u> (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、<u>UN R79-04-S6 の5. 及び6. に定める</u>基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、UN R79-04-S6 に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5. 及び2.3.4.1.6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、①の規定中、「UN R79-04-S7」とあるのを「UN R79-04-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第7条第16項）</u> <u>ア 令和11年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和11年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>（ア）令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>（イ）令和11年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和13年8月31日以前のもの</u> <u>[UN R79-03]</u> <u>◇次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-03-S5 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</u> <u>この場合において、UN R79-03-S5 の 2. 3. 4. 1. 3. 、 2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. に定める自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。（適用関係告示第7条第15項）</u> <u>ア 令和5年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和5年9月1日から令和7年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>（ア）令和5年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>（イ）令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者異常時対応システムの性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和7年8月31日以前のもの</u> <u>エ UN R79-04-S7 の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車</u> <u>[UN R79-02]</u> <u>◇次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊</u>	

新	旧
<u>自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-02 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</u> <u>この場合において、UN R79-02 の 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5. 及び 2.3.4.1.6. に定める自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるもの並びに 2.3.4.1.4. の自動命令型操舵機能については、5.6. の規定は適用しない。（適用関係告示第 7 条第 11 項）</u> <u>ア 令和 3 年 3 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに製作された自動車（電波障害防止装置を有しないものを除く。）であって、次に掲げるもの</u> <u>（ア）令和 3 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>（イ）令和 3 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 3 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一であるもの</u> <u>ウ 令和 3 年 4 月 1 日以降に製作された自動車（電波障害防止装置を有しないものに限る。）であって次に掲げるもの</u> <u>（ア）令和 3 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>（イ）令和 3 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 3 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一であるもの</u> <u>エ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 3 月 31 日以前のもの</u> <u>[UN R79-01]</u> <u>◇次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5.（5.1.6.1.を除く。）及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 10 項）</u> <u>ア 令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和 2 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいづ</u>	

新	旧
<u>れをも有しないものを除く。）であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(i) 令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一のもの</u> <u>ウ 令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの。</u> <u>(7) 令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>(i) 令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一のもの</u> <u>エ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 3 月 31 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 5 年 3 月 31 日）以前のもの</u> <u>[UN R171]</u> <u>② 運行補助機能（UN R79-04-S7 の 2. 3. 4. 及び UN R171-01 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-S7 の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては UN R171-01 の 5. 及び 6. に適合するものであること。（細目告示第 13 条第 2 項第 2 号）</u> <u>ただし、UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあっては UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5.</u>	<u>（新設）</u>

新	旧
<u>（「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。</u> <u>なお、当該運行補助機能が UN R79-04-S7 の 2.3.4.1. 又は 2.3.4.5. に定める機能にあっては①の基準に適合するものであればよい。</u> <u>【適用関係の整理】</u> <u>〔UN R171-00〕</u> <u>◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、②の規定中、「UN R171-01」とあるのを「UN R171-00-S1」と、「UN R79-04-S7」とあるのを「UNR79-04-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第 7 条第 17 項）</u> <u>ア 令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 11 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>（ア）令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>（イ）令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 13 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>〔UN R171 の適用除外〕</u> <u>◇次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、②の規定は適用しないことができる。（適用関係告示第 7 条第 16 項）</u> <u>ア 令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和 11 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>（ア）令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>（イ）令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 13 年 8 月 31 日以前のもの</u>	

新	旧
<u>(削除)</u>	<u>[UN R79-03]</u> <u>(2) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-03-S5 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</u> <u>この場合において、UN R79-03-S5 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5. 及び 2.3.4.1.6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6. の規定は適用しない。</u> ① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者異常時対応システムの性能が同一であるもの ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの ④ UN R79-04-S6 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車
<u>(削除)</u>	<u>[UN R79-02]</u> <u>(3) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-02 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</u> <u>この場合において、UN R79-02 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5. 及び 2.3.4.1.6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるもの並びに 2.3.4.1.4. の自動命令型操舵機能については、5.6. の規定は適用しない。</u> ① 令和 3 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 3 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和 3 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 3 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものを除く。）の性能が同一であるもの ③ 令和 3 年 4 月 1 日以降に製作された自動車（令和 3 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定

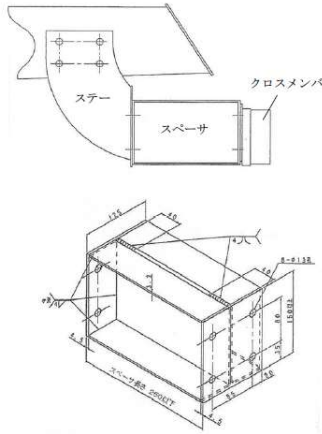
新	旧
(削除)	を受けた多仕様自動車にあっては、令和 3 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車とかじ取装置（電波障害防止装置を有しないものに限る。）の性能が同一のもの ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 3 月 31 日以前のもの [UN R79-01] (4) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5.（5.1.6.1.を除く。）及び 6.に定める基準に適合するものであればよい。 ① 令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車 ② 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）であって、次に掲げるもの ア 令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一のもの ③ 令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降に製作された自動車（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）であって、次に掲げるもの。 ア 令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和元年 10 月 1 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 9 月 30 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有

新	旧
<u>(2)</u> (略) [適用除外] <u>(3)</u> 次に掲げる自動車については、(1) の規定は適用しない。 ①～② (略) 6-14 施錠装置 6-14-1 (略) 6-14-2 性能要件 6-14-2-1 (略) 6-14-2-2 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（(2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R161-00-<u>S5</u> の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 1 号関係） (2) ～ (3) (略) 6-14-3 (略) 6-14-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、6-14-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 8 条第 8 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの 6-14-5 (略) 6-14-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 8 条第 8 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次	<u>しないものを除く。）の性能が同一のもの</u> <u>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 3 月 31 日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 5 年 3 月 31 日）以前のもの</u> <u>(5)</u> (略) [適用除外] <u>(6)</u> 次に掲げる自動車については、(1) <u>から (5) まで</u>の規定は適用しない。 ①～② (略) 6-14 施錠装置 6-14-1 (略) 6-14-2 性能要件 6-14-2-1 (略) 6-14-2-2 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（(2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R161-00-<u>S4</u> の 5. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項第 1 号関係） (2) ～ (3) (略) 6-14-3 (略) 6-14-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、6-14-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 8 条第 8 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの 6-14-5 (略) 6-14-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 8 条第 8 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次

新	旧
に掲げるもの ア～イ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの 6-14-6-1～6-14-6-2（略） 6-14 の 2 イモビライザ 6-14 の 2-1（略） 6-14 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-<u>S6</u> の 5.（5.4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係） (2)（略） 6-14 の 2-3（略） 6-14 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、6-14 の 2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 8 条第 9 項関係） ①（略） ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの 6-14 の 2-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 8 条第 9 項関係） ①（略） ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日	に掲げるもの ア～イ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの 6-14-6-1～6-14-6-2（略） 6-14 の 2 イモビライザ 6-14 の 2-1（略） 6-14 の 2-2 性能要件（書面等による審査） (1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-<u>S5</u> の 5.（5.4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係） (2)（略） 6-14 の 2-3（略） 6-14 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、6-14 の 2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 8 条第 9 項関係） ①（略） ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの 6-14 の 2-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 8 条第 9 項関係） ①（略） ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日

新	旧
において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が <u>令和 8 年 8 月 31 日</u> 以前のもの 6-14 の 2-5-1～6-14 の 2-5-2 (略) 6-15～6-25 (略) 6-26 電気装置 7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>[UN R100-05]</u> (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車に備える電気装置については、UN R100-05 の 5. 及び 6. (7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、UN R100-05 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-01 の 5. 及び 6.) に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、UN R100-05 の 6. 4. については、<u>原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。</u> <u>[UN R100-03-S5 又は UN R100-04-S2]</u> (2) <u>次に掲げる</u>電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車に備える電気装置については、<u>UN R100-03-S5 の 5. 及び 6. 又は UN R100-04-S2 の 5. 及び 6. (7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、UN R100-03-S5 の 5. 及び 6. 又は UN R100-04-S2 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-01 の 5. 及び 6.) に定める基準に適合するものでなければならない。</u>(適用関係告示第 14 条第 45 項関係) なお、<u>UN R100-03-S5 の 6. 4. 及び UN R100-04-S2 の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。</u> ① <u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、令和 9 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるものを除く。）</u> ② <u>令和 9 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって次に掲げるもの</u> ア <u>令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が</u>	において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が <u>令和 8 年 4 月 30 日</u> 以前のもの 6-14 の 2-5-1～6-14 の 2-5-2 (略) 6-15～6-25 (略) 6-26 電気装置 7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(新設)</u> <u>[UN R100-04-S1]</u> (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車に備える電気装置については、UN R100-04-S1 の 5. 及び 6. (7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、UN R100-04-S1 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-01 の 5. 及び 6.) に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、UN R100-04-S1 の 6. 4. については、<u>原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> [UN R100-03-S3] <u>(3)</u> 次に掲げる電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-03-S3 の 5. 及び 6.（7-26-1-2-1（2）の自動車にあっては、UN R100-03-S3 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-01 の 5. 及び 6.）に定める基準に適合するものでなければならない。<u>(適用関係告示第 14 条第 41 項関係)</u> なお、UN R100-03-S3 の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 ①（略） ② 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、<u>原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類</u>が同一であるもの ③（略） <u>(4) ～ (8)</u>（略） 6-27～6-36（略） 6-37 突入防止装置 6-37-1～6-37-4（略） 6-37-5 従前規定の適用① 平成 24 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 5 項第 6 項関係） 6-37-5-1（略） 6-37-5-2 性能要件 6-37-5-2-1（略） 6-37-5-2-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置<u>又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</u> ④～⑤（略） <u>(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づ</u>	[UN R100-03-S3] <u>(2)</u> 次に掲げる電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-03-S3 の 5. 及び 6.（7-26-1-2-1（2）の自動車にあっては、UN R100-03-S3 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-01 の 5. 及び 6.）に定める基準に適合するものでなければならない。 なお、UN R100-03-S3 の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 ①（略） ② 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車<u>(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものを除く。)</u>であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、<u>動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能</u>が同一であるもの ③（略） <u>(3) ～ (7)</u>（略） 6-27～6-36（略） 6-37 突入防止装置 6-37-1～6-37-4（略） 6-37-5 従前規定の適用① 平成 24 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 5 項第 6 項関係） 6-37-5-1（略） 6-37-5-2 性能要件 6-37-5-2-1（略） 6-37-5-2-2 書面等による審査 (1)（略） (2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 ①～②（略） ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置 ④～⑤（略） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>く装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物（スペーサ）が取り付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(2) ③の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</u> ① <u>自動車横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</u> ② <u>車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</u> ③ <u>スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部（ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm 以上のものであること。</u> ④ <u>スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</u> ⑤ <u>車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> ⑥ <u>スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</u> ⑦ <u>両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> ⑧ <u>突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</u> <u>〈例〉</u>  6-37-5-3（略） 6-37-6～6-37-7（略） 6-38～6-40（略） 6-41 運転者席 6-41-1～6-41-3（略） 6-41-4 適用関係の整理	6-37-5-3（略） 6-37-6～6-37-7（略） 6-38～6-40（略） 6-41 運転者席 6-41-1～6-41-3（略） 6-41-4 適用関係の整理

新	旧
(1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、6-41-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの (4) 次に掲げる自動車については、6-41-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 4 項関係） ① (略) ② 令和 8 年 1 月 1 日から<u>令和 11 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 11 年 8 月 31 日</u>以前のもの ④ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの（次に掲げるものに限る。）</u> <u>ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> (5) (略) 6-41-5～6-41-6 (略) 6-41-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの 6-41-7-1 (略) 6-41-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 第 4 項関係）	(1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、6-41-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>以前のもの (4) 次に掲げる自動車については、6-41-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 18 条の 2 第 4 項関係） ① (略) ② 令和 8 年 1 月 1 日から<u>令和 10 年 12 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 10 年 12 月 31 日</u>以前のもの <u>(新設)</u> (5) (略) 6-41-5～6-41-6 (略) 6-41-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>以前のもの 6-41-7-1 (略) 6-41-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 第 4 項関係）

新	旧
示第 18 条の 2 第 4 項関係) ① (略) ② 令和 8 年 1 月 1 日から<u>令和 11 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 11 年 8 月 31 日</u>以前のもの ④ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの（次に掲げるものに限る。）</u> <u>ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> 6-41-8-1 (略) 6-41-9 (略) 6-42～6-43 (略) 6-44 座席ベルト等 7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車にあつては、<u>(1)</u> の表中「UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7.」を「UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10 の 6.、7. 及び UN R173 の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10 の 6. 及び 7. に限る。）」を「UN R16-08-S4 の 6. 及び 7.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係） ①～③ (略) (5) ～ (7) (略) 6-45～6-55 (略) 6-56 騒音防止装置 7-56 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) ～ (6) (略) [二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車] (7) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S10 の 6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造でなければならない。（細目告示第 40 条第 1	示第 18 条の 2 第 4 項関係) ① (略) ② 令和 8 年 1 月 1 日から<u>令和 10 年 12 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 10 年 12 月 31 日</u>以前のもの <u>(新設)</u> 6-41-8-1 (略) 6-41-9 (略) 6-42～6-43 (略) 6-44 座席ベルト等 7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車にあつては、<u>(2)</u> の表中「UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7.」を「UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10 の 6.、7. 及び UN R173 の 5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては UN R16-10 の 6. 及び 7. に限る。）」を「UN R16-08-S4 の 6. 及び 7.」と読み替えることができる。（適用関係告示第 20 条第 26 項関係） ①～③ (略) (5) ～ (7) (略) 6-45～6-55 (略) 6-56 騒音防止装置 7-56 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。 (1) ～ (6) (略) [二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車] (7) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S10 の 6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ 3 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造でなければならない。（細目告示第 40 条第 1

新	旧
項関係) ただし、次に掲げる自動車は、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 38 項関係) なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20%まで）の範囲にあればよい。 ① <u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前に製作された自動車 ② <u>令和 10 年 9 月 1 日</u>以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ <u>令和 10 年 9 月 1 日</u>以降に<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前のもの (8) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³を超え 1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、<u>UN R51-03-S10 の</u> 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 73dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係) ① 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員	項関係) ただし、次に掲げる自動車は、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 38 項関係) なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで（多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20%まで）の範囲にあればよい。 ① <u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前に製作された自動車 ② <u>令和 10 年 9 月 25 日</u>以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ <u>令和 10 年 9 月 25 日</u>以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前のもの (8) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³を超え 1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 73dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係) ① 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては<u>令和 8 年 10 月 8 日</u>から<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員

新	旧
10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和10年8月31日</u>）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア 令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和8年8月31日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月8日（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和8年9月1日</u>）以降に<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和8年8月31日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ <u>令和9年8月31日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和10年8月31日</u>）以前に製作された輸入自動車 ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和9年8月31日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和10年8月31日</u>）以前のもの (9) (略) (10) 次に掲げる自動車は、(7)の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第27条第37項関係） ① (略) ② 令和5年1月4日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの ア (略) イ 令和5年1月4日から<u>令和9年8月31日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和10年8月31日</u>）までに<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和5年1月3日以前の型式指定自動車、輸入自	10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和9年10月7日</u>）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア 令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和8年10月7日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月8日（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和8年10月8日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和8年10月7日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ <u>令和8年10月7日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和9年10月7日</u>）以前に製作された輸入自動車 ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和8年10月7日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和9年10月7日</u>）以前のもの (9) (略) (10) 次に掲げる自動車は、(7)の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。（適用関係告示第27条第37項関係） ① (略) ② 令和5年1月4日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの ア (略) イ 令和5年1月4日から<u>令和8年10月7日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和9年10月7日</u>）までの型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和5年1月3日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動

新	旧
自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ <u>令和9年9月1日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和10年9月1日</u>）以降に<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、<u>令和9年8月31日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和10年8月31日</u>）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和9年8月31日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和10年8月31日</u>）以前のもの (11)～(13)（略） 6-57（略）	車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ <u>令和8年10月8日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和9年10月8日</u>）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、<u>令和8年10月7日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和9年10月7日</u>）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和8年10月7日</u>（専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあつては<u>令和9年10月7日</u>）以前のもの (11)～(13)（略） 6-57（略）
6-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-58の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、自動車の排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローパイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能について、次の基準に適合するものでなければならない。 [ガソリン・液化石油ガス：3.5t超（SPN適用）] (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるものについては、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、①及び②のそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。 ただし、③に該当する自動車にあつては、(2)に適合するものであればよい。 ①～②（略） ③ 次に掲げる自動車にあつては、(1)の規定に関わらず (2)の規定に適合すれ	6-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-58の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、自動車の排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローパイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能について、次の基準に適合するものでなければならない。 [ガソリン・液化石油ガス：3.5t超（SPN適用）] (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるものについては、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、①及び②のそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。 ただし、③に該当する自動車にあつては、(2)に適合するものであればよい。 ①～②（略） ③ 次に掲げる自動車にあつては、(1)の規定に関わらず (2)の規定に適合すれ

新	旧
ばよい。<u>(適用関係告示第 28 条第 1 項第 24 号)</u> ア <u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前に製作された自動車（令和 6 年 10 月 1 日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） イ 令和 6 年 10 月 1 日から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの (ア) ～ (ウ) (略) ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前のもの (2) (略) [軽油：3.5t 超（SPN 適用）] (3) 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）については、①及び②のそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。 ただし、ハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であつて③ア又はイに該当するものにあつては、(4) に適合するものであればよい。 ①～② (略) ③ 次に掲げる自動車にあつては、(3) の規定に関わらず (4) の規定に適合すればよい。<u>(適用関係告示第 28 条第 1 項第 23 号、第 180 項及び第 200 項)</u> ア 令和 6 年 9 月 30 日（車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のもの）にあつては、<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前に製作された自動車（輸入された自動車以外の自動車であつて、令和 4 年 10 月 1 日（車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のもの）にあつては令和 6 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） イ 新たに運行の用に供する多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 9 月 30 日（車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のもの）にあつては、<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前のもの ウ <u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前に製作された自動車（令和 5 年 10 月 1 日以降に<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） エ 令和 5 年 10 月 1 日から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの (ア) ～ (ウ) (略) オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前のもの <u>カ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）</u>	ばよい。 ア <u>令和 8 年 9 月 30 日</u>以前に製作された自動車（令和 6 年 10 月 1 日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） イ 令和 6 年 10 月 1 日から<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの (ア) ～ (ウ) (略) ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>以前のもの (2) (略) [軽油：3.5t 超（SPN 適用）] (3) 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）については、①及び②のそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。 ただし、ハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であつて③ア又はイに該当するものにあつては、(4) に適合するものであればよい。 ①～② (略) ③ 次に掲げる自動車にあつては、(3) の規定に関わらず (4) の規定に適合すればよい。 ア 令和 6 年 9 月 30 日（車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のもの）にあつては、<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>以前に製作された<u>もの</u>（輸入された自動車以外の自動車であつて、令和 4 年 10 月 1 日（車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のもの）にあつては令和 6 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） イ 新たに運行の用に供する多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 9 月 30 日（車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のもの）にあつては、<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>以前のもの ウ <u>令和 8 年 9 月 30 日</u>以前に製作された自動車（令和 5 年 10 月 1 日以降の<u>型</u>式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） エ 令和 5 年 10 月 1 日から<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの (ア) ～ (ウ) (略) オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>以前のもの <u>(新設)</u>

新	旧
<u>の発行日が令和12年8月31日以前のもの（次に掲げるものに限る。）</u> <u>(ア) 車両総重量が5tを超え、幅が2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</u> <u>(イ) 車両総重量が12tを超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> (4) (略) (5) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。 この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準に適合するものとみなす。 ただし、大型特殊自動車にあっては、この基準は適用しない。 ①～② (略) ③ 自動車（①及び②に掲げるものを除く。）については②に掲げる基準及び別添119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものに限る。）については、②及び令和6年1月5日付け国土交通省告示第2号による改正前の細目告示別添119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第28条第206項） ア <u>令和10年8月31日</u>以前に製作された自動車 イ <u>令和10年9月1日</u>から<u>令和13年8月31日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車 (ア) <u>令和10年8月31日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び多仕様自動車 (イ) <u>令和10年9月1日</u>以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和10年8月31日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの (ウ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和13年8月31日</u>以前のもの (エ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、自動車予備検査証の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が<u>令和13年8月31日</u>以前のもの (6) (略)	(4) (略) (5) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。 この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準に適合するものとみなす。 ただし、大型特殊自動車にあっては、この基準は適用しない。 ①～② (略) ③ 自動車（①及び②に掲げるものを除く。）については②に掲げる基準及び別添119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものに限る。）については、②及び令和6年1月5日付け国土交通省告示第2号による改正前の細目告示別添119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第28条第206項） ア <u>令和10年9月30日</u>以前に製作された自動車 イ <u>令和10年10月1日</u>から<u>令和12年9月30日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車 (ア) <u>令和10年9月30日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び多仕様自動車 (イ) <u>令和10年10月1日</u>以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和10年9月30日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの (ウ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和12年9月30日</u>以前のもの (エ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、自動車予備検査証の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が<u>令和12年9月30日</u>以前のもの (6) (略)

新	旧
6-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-59の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準。 ただし、ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前に製作された自動車（令和 6 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」のうち、Ⅲ. 2. 3. 4. 1. の規定は適用せず、Ⅲ. 2. 5. に規定される OBD 閾値を次のとおり読み替えて適用する。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 20 号及び第 188 項関係） ①～②（略） (2)（略） 6-60～6-64（略） 6-65 走行用前照灯 7-65の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 [集約化前の個別規則（UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123）への読み替え] なお、当分の間、同別添 3. 9. 3.、4. 1. 2.、4. 2. 2.、4. 3. 2.、4. 3. 7.、4. 3. 9.、4. 4. 2.、4. 5. 2.、4. 6. 8. 1.、4. 9. 2.、4. 9. 7. 1.、4. 10. 2.、4. 11. 2.、4. 11. 8.、4. 12. 2.、4. 12. 8.、4. 13. 2.、4. 14. 2.、4. 15. 2.、4. 15. 7.、4. 16. 2.、4. 17. 2.、4. 18. 2.、4. 19. 2.、4. 20. 2.、4. 21. 2.、4. 27. 2. 及び 4. 28. 2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3. 9. 3.、4. 1. 2.、4. 2. 2.、4. 3. 2.、4. 3. 7.、4. 3. 9.、4. 4. 2.、4. 5. 2.、4. 6. 8. 1.、4. 9. 2.、4. 9. 7. 1.、4. 10. 2.、4. 11. 2.、4. 11. 8.、4. 12. 2.、4. 12. 8.、4. 13. 2.、4. 14. 2.、4. 15. 2.、4. 15. 7.、4. 16. 2.、4. 17. 2.、4. 18. 2.、4. 19. 2.、4. 20. 2.、4. 21. 2.、4. 27. 2. 及び 4. 28. 2. の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係）	6-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-59の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準。 ただし、ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、<u>令和 8 年 10 月 31 日</u>以前に製作された自動車（令和 6 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、細目告示別添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」のうち、Ⅲ. 2. 3. 4. 1. の規定は適用せず、Ⅲ. 2. 5. に規定される OBD 閾値を次のとおり読み替えて適用する。（適用関係告示第 28 条第 1 項第 20 号及び第 188 項関係） ①～②（略） (2)（略） 6-60～6-64（略） 6-65 走行用前照灯 7-65の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。 [集約化前の個別規則（UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123）への読み替え] なお、当分の間、同別添 3. 9. 3.、4. 1. 2.、4. 2. 2.、4. 3. 2.、4. 3. 7.、4. 3. 9.、4. 4. 2.、4. 5. 2.、4. 6. 8. 1.、4. 9. 2.、4. 9. 7. 1.、4. 10. 2.、4. 11. 2.、4. 11. 8.、4. 12. 2.、4. 12. 8.、4. 13. 2.、4. 14. 2.、4. 15. 2.、4. 15. 7.、4. 16. 2.、4. 17. 2.、4. 18. 2.、4. 19. 2.、4. 20. 2.、4. 21. 2.、4. 27. 2. 及び 4. 28. 2. の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3. 9. 3.、4. 1. 2.、4. 2. 2.、4. 3. 2.、4. 3. 7.、4. 3. 9.、4. 4. 2.、4. 5. 2.、4. 6. 8. 1.、4. 9. 2.、4. 9. 7. 1.、4. 10. 2.、4. 11. 2.、4. 11. 8.、4. 12. 2.、4. 12. 8.、4. 13. 2.、4. 14. 2.、4. 15. 2.、4. 15. 7.、4. 16. 2.、4. 17. 2.、4. 18. 2.、4. 19. 2.、4. 20. 2.、4. 21. 2.、4. 27. 2. 及び 4. 28. 2. の規定に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係）

新	旧
ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑮（略） ⑯ 次に掲げる自動車については細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.、4.2.7.6.及び4.28.3.の規定にかかわらず、令和4年6月22日付け国土交通省告示第713号による改正前の基準4.2.7.5.、4.2.7.6.及び4.28.3.の規定。（適用関係告示第29条第25項及び第33条の2第2項関係） ア～ウ（略） <u>エ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和12年8月31日以前のもの（次に掲げるものに限る。）</u> <u>（7）車両総重量が5tを超え、幅が2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</u> <u>（4）車両総重量が12tを超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> ⑰～⑱（略） （2）～（4）（略） 6-66～6-102（略） 6-103 車両接近通報装置 6-103-1（略） 6-103-2 性能要件（書面等による審査） （1）車両接近通報装置は、UN R138-02-<u>S1</u> の6.に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第67条の3関係） [試験路の読み替え適用] （2）次に掲げる自動車は、UN R138-01-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第51条の3第4項関係） ① <u>令和10年8月31日</u>以前に製作された自動車 ② <u>令和10年9月1日</u>以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和10年8月31日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ <u>令和10年9月1日</u>以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和10年8月31日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和10年8月31日</u>以前のもの 6-103-3（略） 6-103-4 適用関係の整理 （1）次に掲げる自動車には車両接近通報装置の基準は適用しない。（適用関係告示第51	ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～⑮（略） ⑯ 次に掲げる自動車については細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.、4.2.7.6.及び4.28.3.の規定にかかわらず、令和4年6月22日付け国土交通省告示第713号による改正前の基準4.2.7.5.、4.2.7.6.及び4.28.3.の規定。（適用関係告示第29条第25項及び第33条の2第2項関係） ア～ウ（略） <u>（新設）</u> ⑰～⑱（略） （2）～（4）（略） 6-66～6-102（略） 6-103 車両接近通報装置 6-103-1（略） 6-103-2 性能要件（書面等による審査） （1）車両接近通報装置は、UN R138-02 の6.に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第67条の3関係） [試験路の読み替え適用] （2）次に掲げる自動車は、UN R138-01-S2 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第51条の3第4項関係） ① <u>令和10年9月24日</u>以前に製作された自動車 ② <u>令和10年9月25日</u>以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和10年9月24日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ <u>令和10年9月25日</u>以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和10年9月24日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和10年9月24日</u>以前のもの 6-103-3（略） 6-103-4 適用関係の整理 （1）次に掲げる自動車には車両接近通報装置の基準は適用しない。（適用関係告示第51

新	旧
条の3第1項関係) ① (略) ② 平成30年3月8日から令和2年10月7日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 平成30年3月8日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近の<u>通報</u>に係る性能が同一であるもの ③ (略) (2) 次に掲げる自動車については、6-103-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第51条の3第5項関係） ① (略) ② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近の<u>通報</u>に係る性能が同一であるもの ③ (略) 6-103-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車は、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第51条の3第5項関係） ① (略) ② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近の<u>通報</u>に係る性能が同一であるもの ③ (略) 6-103-5-1 (略) 6-103-5-2 性能要件（視認等による審査） (1) (略) [試験路の読み替え適用] (2) 次に掲げる自動車は、UN R138-01-S2に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第51条の3第4項関係） ① <u>令和10年8月31日</u>以前に製作された自動車	条の3第1項関係) ① (略) ② 平成30年3月8日から令和2年10月7日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 平成30年3月8日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る性能が同一であるもの ③ (略) (2) 次に掲げる自動車については、6-103-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第51条の3第5項関係） ① (略) ② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る性能が同一であるもの ③ (略) 6-103-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車は、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第51条の3第5項関係） ① (略) ② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る性能が同一であるもの ③ (略) 6-103-5-1 (略) 6-103-5-2 性能要件（視認等による審査） (1) (略) [試験路の読み替え適用] (2) 次に掲げる自動車は、UN R138-01-S2に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第51条の3第4項関係） ① <u>令和10年9月24日</u>以前に製作された自動車

新	旧
② <u>令和 10 年 9 月 1 日</u>以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ <u>令和 10 年 9 月 1 日</u>以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前のもの 6-104～6-105（略） 6-105 の 2 車両後退通報装置 6-105 の 2-1～6-105 の 2-3（略） 6-105 の 2-4 適用関係の整理 （1）次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。（適用関係告示第 51 条の 6 関係） ①（略） ② 令和 7 年 1 月 19 日から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（輸入自動車にあつては令和 8 年 1 月 19 日から<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）<u>まで</u>に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（輸入自動車は<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）以前のもの 6-106～6-107（略） 6-108 後退時車両直後確認装置 6-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、6-108-2 に掲げる基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項第 3 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略） ④ 運転者の直接視界により UN R158-00-<u>S5</u> の 15.（15.2.1.1.を除く。）の基準に適合する自動車（UN R158-00-<u>S5</u> の 15.2.1.7.を満たす場合に限る。） 6-108-2 性能要件 （1）後退時車両直後確認装置は、書面等により審査したときに、次の①又は②に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条の 2 関係、	② <u>令和 10 年 9 月 25 日</u>以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ <u>令和 10 年 9 月 25 日</u>以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前のもの 6-104～6-105（略） 6-105 の 2 車両後退通報装置 6-105 の 2-1～6-105 の 2-3（略） 6-105 の 2-4 適用関係の整理 （1）次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。（適用関係告示第 51 条の 6 関係） ①（略） ② 令和 7 年 1 月 19 日から<u>令和 9 年 1 月 18 日</u>（輸入自動車にあつては令和 8 年 1 月 19 日から<u>令和 10 年 1 月 18 日</u>）に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 9 年 1 月 18 日</u>（輸入自動車は<u>令和 10 年 1 月 18 日</u>）以前のもの 6-106～6-107（略） 6-108 後退時車両直後確認装置 6-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、6-108-2 に掲げる基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項第 3 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略） ④ 運転者の直接視界により UN R158-00-<u>S4</u> の 15.（15.2.1.1.を除く。）の基準に適合する自動車（UN R158-00-<u>S4</u> の 15.2.1.7.を満たす場合に限る。） 6-108-2 性能要件 （1）後退時車両直後確認装置は、書面等により審査したときに、次の①又は②に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条の 2 関係、

新	旧
細目告示第 68 条の 2 第 1 項関係) ① UN R158-00-<u>S5</u> の 6.、15. (15.2.1.1.を除く。)、16.及び 17.に定める基準 ② (略) (2)～(3) (略) 6-108-3～6-108-4 (略) 6-109 (略) 6-110 速度計等 6-110-1 装備要件 (1) (略) (2) 自動車 (最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認<u>でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時に</u><u>おいて著しい誤差がない</u>ものとして、表示、取付位置、<u>精度</u>等に関し、6-110-2 (2)の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 2 項関係) 6-110-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 走行距離計は、表示、取付位置、<u>精度</u>等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>次に掲げる</u>基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 46 条第 2 項関係、細目告示第 70 条第 3 項関係) ① <u>自動車 (②及び③に掲げる自動車並びに最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものを除く。)にあっては、UN R39-02 の 5.5. から 5.12. までに定める基準</u> 【適用関係の整理】 ◇次に掲げる自動車については、「UN R39-02 の 5.5. から 5.12. まで」を「UN R39-02 の 5.5. から 5.10. まで及び 5.12.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条第 6 項関係) ア <u>令和 12 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 12 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> (ア) <u>令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> (イ) <u>令和 12 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの</u> ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証</u>	細目告示第 68 条の 2 第 1 項関係) ① UN R158-00-<u>S4</u> の 6.、15. (15.2.1.1.を除く。)、16.及び 17.に定める基準 ② (略) (2)～(3) (略) 6-108-3～6-108-4 (略) 6-109 (略) 6-110 速度計等 6-110-1 装備要件 (1) (略) (2) 自動車 (最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認<u>できる</u>ものとして、表示、取付位置等に関し、6-110-2 (2) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 2 項関係) 6-110-2 性能要件 (書面等による審査) (1) (略) (2) 走行距離計は、表示、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R39-01-S2 の 5.5. に定める</u>基準に適合するものでなければならない。 <u>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものにあっては、この限りでない。</u>(保安基準第 46 条第 2 項関係、細目告示第 70 条第 2 項関係) (新設)

新	旧
<u>(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> ② <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、UN R39-02 の 5. 5. から 5. 8. まで及び 5. 10. に定める基準</u> ③ <u>大型特殊自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものを除く。）にあっては、UN R39-02 の 5. 5. に定める基準</u> (3) ～ (4) (略) 6-110-3 (略) 6-110-4 適用関係の整理 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車については、6-110-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 54 条第 4 項<u>関係</u>） ① (略) ② 平成 29 年 9 月 1 日 <u>から令和 12 年 8 月 31 日まで</u>に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>(3) 次に掲げる自動車については、6-110-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 54 条第 5 項関係）</u> ① <u>令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで</u>に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> 6-110-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 4 項<u>関係</u>） ① (略) ② 平成 29 年 9 月 1 日 <u>から令和 12 年 8 月 31 日まで</u>に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略)	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (3) ～ (4) (略) 6-110-3 (略) 6-110-4 適用関係の整理 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車については、6-110-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 54 条第 4 項） ① (略) ② 平成 29 年 9 月 1 日 <u>以降</u>に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 6-110-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 4 項） ① (略) ② 平成 29 年 9 月 1 日 <u>以降</u>に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略)

新	旧
<u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和12年8月31日以前のもの</u> 6-110-5-1 装備要件 (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、<u>取付位置、精度等に関し、6-110-5-2（1）の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</u> ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。 (2) (略) 6-110-5-2 (略) 6-110-6 従前規定の適用② <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第54条第5項関係）</u> ① <u>令和10年8月31日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和10年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和10年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和10年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和12年8月31日以前のもの</u> 6-110-6-1 装備要件 (1) <u>自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し、6-110-6-2（1）の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</u> ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。 (2) <u>自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、6-110-6-2（2）の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</u> ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。	<u>(新設)</u> 6-110-5-1 装備要件 (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、<u>著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、6-110-5-2（1）の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</u> ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。 (2) (略) 6-110-5-2 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
6-110-6-2 性能要件（書面等による審査） (1) <u>速度計は、取付位置、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 88「速度計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって速度計を備えないものにあつては、この限りでない。</u> <u>なお、細目告示別添 88「速度計の技術基準」3.3.の規定中、「$0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 4$」とあるのは「$0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 6$（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては $0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 8$）」と読み替えるものとする。</u> (2) <u>走行距離計は、表示、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R39-01-S2 の 5.5. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものにあつては、この限りでない。</u> (3) <u>次の各号に掲げる速度計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計</u> (4) <u>次の各号に掲げる走行距離計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計</u> 6-110 の 2 事故情報計測・記録装置 6-110 の 2-1～6-110 の 2-3（略） 6-110 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。 （適用関係告示第 54 条の 2 第 1 項関係） ①（略）	6-110 の 2 事故情報計測・記録装置 6-110 の 2-1～6-110 の 2-3（略） 6-110 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。 （適用関係告示第 54 条の 2 第 1 項関係） ①（略）

新	旧
② 令和4年7月1日 <u>(輸入された自動車にあっては令和5年7月1日)</u> から <u>令和8年8月31日</u> までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が <u>令和8年8月31日</u> 以前のもの (2) 次に掲げる自動車については、6-110の2-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第54条の2第4項関係） ① (略) ② 令和6年7月1日から <u>令和8年8月31日</u> までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が <u>令和8年8月31日</u> 以前のもの (3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、6-110の2-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第54条の2第5項関係） ①～③ (略) <u>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和12年8月31日以前のもの（次に掲げるものに限る。）</u> <u>ア 車両総重量が5tを超え、幅が2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量が12tを超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> 6-110の2-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、事故情報計測・記録装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第54条の2第1項関係） ① (略) ② 令和4年7月1日 <u>(輸入された自動車にあっては令和5年7月1日)</u> から <u>令和8年8月31日</u> までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が <u>令和8年8月31日</u> 以前のもの 6-110の2-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第54条の2第4項関係）	② 令和4年7月1日から <u>令和8年6月30日</u> まで <u>(輸入された自動車にあっては令和5年7月1日から令和8年6月30日まで)</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が <u>令和8年6月30日</u> 以前のもの (2) 次に掲げる自動車については、6-110の2-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第54条の2第4項関係） ① (略) ② 令和6年7月1日から <u>令和8年6月30日</u> までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が <u>令和8年6月30日</u> 以前のもの (3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、6-110の2-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第54条の2第5項関係） ①～③ (略) <u>(新設)</u> 6-110の2-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、事故情報計測・記録装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第54条の2第1項関係） ① (略) ② 令和4年7月1日から <u>令和8年6月30日</u> まで <u>(輸入された自動車にあっては令和5年7月1日から令和8年6月30日まで)</u> に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が <u>令和8年6月30日</u> 以前のもの 6-110の2-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第54条の2第4項関係）

新	旧
① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの 6-110 の 2-6-1～6-110 の 2-6-2 (略) 6-110 の 2-7 (略) 6-110 の 2-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条の 2 第 5 項関係） ①～③ (略) <u>④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの（次に掲げるものに限る。）</u> <u>ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> 6-110 の 2-8-1～6-110 の 2-8-2 (略) 6-111～6-113 (略) 6-114 運行記録計 6-114-1 (略) 6-114-2 性能要件（書面等による審査） (1) 6-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 73 条関係） <u>ただし、令和 10 年 8 月 31 日以前に法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた運行記録計が備えられている場合にあっては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 2 号）による改正前の細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 56 条第 2 項関係）</u> (2) (略) 6-114-3 (略) 6-114-4 適用関係の整理 (1) (略)	① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>以前のもの 6-110 の 2-6-1～6-110 の 2-6-2 (略) 6-110 の 2-7 (略) 6-110 の 2-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条の 2 第 5 項関係） ①～③ (略) <u>(新設)</u> 6-110 の 2-8-1～6-110 の 2-8-2 (略) 6-111～6-113 (略) 6-114 運行記録計 6-114-1 (略) 6-114-2 性能要件（書面等による審査） (1) 6-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、<u>著</u>しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 73 条関係） (2) (略) 6-114-3 (略) 6-114-4 適用関係の整理 (1) (略)

新	旧
(2) <u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前に製作された自動車については、6-114-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 56 条第 2 項関係） 6-114-5 従前規定の適用① <u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 56 条第 2 項関係） 6-114-5-1（略） 6-114-5-2 性能要件（書面等による審査） (1) 6-114-5-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 6 年 1 月 5 日付け国土交通省告示第 2 号による改正前の細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (2)（略） 6-115 速度表示装置 6-115-1（略） 6-115-2 性能要件・取付要件（書面等による審査） 速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 90「速度表示装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 3 第 2 項第 3 項関係、細目告示第 74 条関係） 6-115-3～6-115-4（略） 6-116～6-125（略） 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-8（略） 7-9 原動機及び動力伝達装置 7-9-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (4)（略） (5) 自動車（次に掲げる自動車を除く。）は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。 この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 88 条第 1 項第 2 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係） ①～⑥（略） <u>⑦ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、異なる型式の原動機に変更したものの</u>	(2) <u>令和 10 年 3 月 31 日</u>以前に製作された自動車については、6-114-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 56 条第 2 項関係） 6-114-5 従前規定の適用① <u>令和 10 年 3 月 31 日</u>以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 56 条第 2 項関係） 6-114-5-1（略） 6-114-5-2 性能要件（書面等による審査） (1) 6-114-5-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 6 年 1 月 5 日付け国土交通省告示第 2 号による改正前の細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (2)（略） 6-115 速度表示装置 6-115-1（略） 6-115-2 性能要件・取付要件（書面等による審査） 速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 90「速度表示装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 3 第 2 項第 3 項関係、細目告示第 74 条関係） 6-115-3～6-115-4（略） 6-116～6-125（略） 第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-8（略） 7-9 原動機及び動力伝達装置 7-9-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (4)（略） (5) 自動車（次に掲げる自動車を除く。）は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。 この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 88 条第 1 項第 2 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係） ①～⑥（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>⑧ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、燃料の種類を変更したもの</u> <u>⑨ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、その構造等の変更により細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の 5.1.1. から 5.1.3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの</u> (6) (略) 7-9-2～7-9-3 (略) 7-9-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車にあつては、7-9-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係) ① 令和 6 年 9 月 30 日 (輸入された自動車<u>にあつては令和 8 年 9 月 30 日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>) 以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日 (輸入された自動車<u>にあつては令和 8 年 10 月 1 日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>) から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u> (輸入された自動車にあつては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 12 年 8 月 31 日</u>) までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和 6 年 9 月 30 日 (輸入された自動車<u>にあつては令和 8 年 9 月 30 日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 1 日 (輸入された自動車<u>にあつては令和 8 年 10 月 1 日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>) 以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 9 月 30 日 (輸入された自動車<u>にあつては令和 8 年 9 月 30 日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>) 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前のもの <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの (次に掲げるものに限る。)</u> ア <u>車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> イ <u>車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> 7-9-5～7-9-7 (略) 7-9-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (6) (略) 7-9-2～7-9-3 (略) 7-9-4 適用関係の整理 (1) ～ (3) (略) (4) 次に掲げる自動車にあつては、7-9-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係) ① 令和 6 年 9 月 30 日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>) 以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>) から<u>令和 8 年 9 月 30 日</u> (輸入された自動車にあつては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 11 年 9 月 30 日</u>) までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和 6 年 9 月 30 日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 1 日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>) 以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 9 月 30 日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>) 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>以前のもの <u>(新設)</u> 7-9-5～7-9-7 (略) 7-9-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告

新	旧
示第4条第16項関係) ① 令和6年9月30日（輸入された自動車<u>にあつては令和8年9月30日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和8年8月31日</u>）以前に製作された自動車 ② 令和6年10月1日（輸入された自動車<u>にあつては令和8年10月1日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和8年9月30日</u>）から<u>令和9年8月31日</u>（輸入された自動車にあつては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和12年8月31日</u>）までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和6年9月30日（輸入された自動車<u>にあつては令和8年9月30日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和8年8月31日</u>）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月1日（輸入された自動車<u>にあつては令和8年10月1日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和8年9月1日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和6年9月30日（輸入された自動車<u>にあつては令和8年9月30日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和8年8月31日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和9年8月31日</u>以前のもの ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの（次に掲げるものに限る。）</u> ア <u>車両総重量が5tを超え、幅が2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</u> イ <u>車両総重量が12tを超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> 7-9-8-1（略） 7-10～7-10の2（略） 7-11 走行装置 7-11-1～7-11-3（略） 7-11-4 適用関係の整理 (1)～(2)（略） (3) <u>次表の区分に応じた、次に掲げる自動車（複輪の車軸を有しないものに限る。）</u>については、7-11-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第5条第13項及び第14項関係） ① <u>「製作年月日」以前に製作された自動車</u> ② <u>「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア 令和3年6月30日以前の新型届出自動車 イ <u>「製作年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタ</u>	示第4条第16項関係) ① 令和6年9月30日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和8年9月30日</u>）以前に製作された自動車 ② 令和6年10月1日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和8年10月1日</u>）から<u>令和8年9月30日</u>（輸入された自動車にあつては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和11年9月30日</u>）までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和6年9月30日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和8年9月30日</u>）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月1日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和8年10月1日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和6年9月30日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては<u>令和8年9月30日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和8年9月30日</u>以前のもの <u>（新設）</u> 7-9-8-1（略） 7-10～7-10の2（略） 7-11 走行装置 7-11-1～7-11-3（略） 7-11-4 適用関係の整理 (1)～(2)（略） (3) 次に掲げる自動車については、7-11-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第5条第13項、第14項<u>及び第15項</u>関係） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧						
<u>イヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> ウ <u>「製作年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、「製作年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</u> エ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</u> <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>製作年月日</th></tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの</td><td>R4. 7. 5</td></tr> <tr> <td>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車</td><td>R6. 7. 5</td></tr> </table> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	区分	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの	R4. 7. 5	貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車	R6. 7. 5	<u>(新設)</u> ① <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 4 年 7 月 5 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 4 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> (ア) <u>令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車</u> (イ) <u>令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> (ウ) <u>令和 4 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</u> (エ) <u>指定自動車等以外の自動車</u> ウ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 7 月 5 日以前のもの</u> エ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 4 年 7 月 5 日以前のもの</u> ② <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 6 年 7 月 5 日以前に製作された自動車</u> イ <u>令和 6 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> (ア) <u>令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車</u> (イ) <u>令和 6 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> (ウ) <u>令和 6 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車</u>
区分	製作年月日						
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの	R4. 7. 5						
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車	R6. 7. 5						

新	旧
<u>(4) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下の複輪の車軸を有しないものを除く。）であって、次に掲げるものは、7-11-1 (3) ⑥の規定を適用しない。（適用関係告示第 5 条第 15 項関係）</u> ①（略） ② 令和 5 年 7 月 6 日から令和 7 年 7 月 5 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～エ（略） <u>（削除）</u> ③（略） 7-11-5～7-11-6（略） 7-11-7 従前規定の適用③ <u>次表の区分に応じた、次に掲げる自動車（複輪の車軸を有しないものに限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 5 条第 13 項及び第 14 項関係）</u> ① 「製作年月日」以前に製作された自動車 ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車 イ 「製作年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車 ウ 「製作年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、「製作年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの エ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの	<u>車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 6 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</u> <u>（エ）指定自動車等以外の自動車</u> ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 7 月 5 日以前のもの エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 7 月 5 日以前のもの ③ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）のうち、次に掲げるもの ア（略） イ 令和 5 年 7 月 6 日から令和 7 年 7 月 5 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの （ア）～（エ）（略） ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 7 月 5 日以前のもの エ（略） 7-11-5～7-11-6（略） 7-11-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 5 条第 13 項、第 14 項及び第 15 項関係） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新		旧
区分	製作年月日	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって 車両総重量 3.5t 以下のもの	R4. 7. 5	
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車	R6. 7. 5	

(削除)

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ① UN R79-04-S7 の 5. 及び 6. に適合するものであること。 ② 運行補助機能（UN R79-04-S7 の 2. 3. 4. 及び UN R171-01 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-S1 の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあつては UN R171-01 の 5. 及び 6. に適合するものであること。 ただし、UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に適合しない運行補助機能にあつては UN R171-01 の 5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は 5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “highway”」の要件に限る。）の規定は適用しないことができる。 なお、当該運行補助機能が UN R79-04-S7 の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機能にあつては①の基準に適合するものであればよい。 <u>(2) 次に掲げるかじ取装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとみなす。</u> ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきかじ取装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置 <u>(3) 9-2 により審査した際に適合するかじ取装置は、自動命令型操舵機能、補正操舵機能、緊急操舵機能、運転者異常時対応システム及び運行補助機能に係る部分を除き (2) ③に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。</u> <u>(4) ～ (6) (略)</u> 7-13-2～7-13-3 (略) 7-13-4 適用関係の整理 (1) ～ (9) (略) (10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係） ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-S7 の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車 <u>[UN R171 の適用除外]</u>	② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきかじ取装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(2) 9-2 により審査した際に適合するかじ取装置は、自動命令型操舵機能、補正操舵機能、緊急操舵機能及び運転者異常時対応システムに係る部分を除き (3) ③に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。</u> <u>(3) ～ (5) (略)</u> 7-13-2～7-13-3 (略) 7-13-4 適用関係の整理 (1) ～ (9) (略) (10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係） ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-S6 の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車

[illegible]

新	旧
(3) ～ (5) (略) 7-13-13 (略) 7-13-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第15項関係） ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S7</u> の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車 7-13-14-1 (略) [UN R171 の適用除外] 7-13-15 従前規定の適用⑪ <u>次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第16項関係）</u> ① <u>令和11年8月31日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和11年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和11年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和13年8月31日以前のもの</u> 7-13-15-1 性能要件 7-13-15-1-1 視認等による審査 <u>7-13-1-1 に同じ。</u> 7-13-15-1-2 書面等による審査 <u>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-S4 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、UN R79-04-S4 に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム（2. 3. 4. 5. に定める機能を有するものであって、5. 1. 6. 3. 1. (a) に適合するものに限る。）を備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。</u> <u>この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-S6 の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。（細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係）</u> ① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置</u>	(3) ～ (5) (略) 7-13-13 (略) 7-13-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第15項関係） ①～④ (略) ⑤ UN R79-04-<u>S6</u> の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車 7-13-14-1 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきかじ取装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置</u> (2) 9-2 により審査した際に適合するかじ取装置は、自動命令型操舵機能、補正操舵機能、緊急操舵機能及び運転者異常時対応システムに係る部分を除き (1) ③に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。 (3) 7-13-1-2 (4) に同じ。 (4) 7-13-1-2 (5) に同じ。 (5) 7-13-1-2 (6) に同じ。 [UN R171-00 適用] 7-13-16 従前規定の適用⑫ <u>次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 17 項関係）</u> ① <u>令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 11 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 13 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-13-16-1 性能要件 7-13-16-1-1 視認等による審査 <u>7-13-1-1 に同じ。</u> 7-13-16-1-2 書面等による審査 (1) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>UN R79-04-S6 の 5. 及び 6. に適合するものであること。</u> ② <u>運行補助機能（UN R79-04-S6 の 2. 3. 4. 及び UN R171-00-S1 の 2. 1. に定める機能をいう。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（UN R79-04-S6 の 2. 3. 4. 4. 及び 2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては UN R171-00-S1 の 5. 及び 6. に適合するものであること。</u> <u>なお、当該運行補助機能が UN R79-04-S6 の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機</u>	(新設)

新	旧
能にあつては①の基準に適合するものであればよい。 (2) 7-13-1-2 (2) に同じ。 (3) 7-13-1-2 (3) に同じ。 (4) 7-13-1-2 (4) に同じ。 (5) 7-13-1-2 (5) に同じ。 (6) 7-13-1-2 (6) に同じ。 7-14 (略) 7-14 の 2 イモビライザ 7-14 の 2-1 (略) 7-14 の 2-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R162-00-<u>S6</u> の 5. (5. 4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係) (2) (略) 7-14 の 2-3 (略) 7-14 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-14 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係) ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から <u>令和 8 年 8 月 31 日</u> までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が <u>令和 8 年 8 月 31 日</u> 以前のもの 7-14 の 2-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係) ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から <u>令和 8 年 8 月 31 日</u> までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記	7-14 (略) 7-14 の 2 イモビライザ 7-14 の 2-1 (略) 7-14 の 2-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R162-00-<u>S5</u> の 5. (5. 4. 及び同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係) (2) (略) 7-14 の 2-3 (略) 7-14 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-14 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係) ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から <u>令和 8 年 4 月 30 日</u> までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が <u>令和 8 年 4 月 30 日</u> 以前のもの 7-14 の 2-5 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 8 条第 9 項関係) ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から <u>令和 8 年 4 月 30 日</u> までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記

新	旧
録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの 7-14 の 2-5-1～7-14 の 2-5-2 (略) 7-15 トラック・バスの制動装置 7-15-1 (略) 7-15-2 性能要件 7-15-2-1 (略) 7-15-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15 に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係) ① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-<u>15</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>15</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>15</u> 附則 21 に適合すること。 ② (略) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が 5t を超えるものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-<u>15</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>15</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-<u>15</u> 附則 21 に適合すること。 ④ (略) (3) ～ (9) (略) 7-15-3 (略) 7-15-4 適用関係の整理 (1) ～ (12) (略) (13) 次に掲げる自動車については、7-15-17 (従前規定の適用⑬) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 65 項)	録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの 7-14 の 2-5-1～7-14 の 2-5-2 (略) 7-15 トラック・バスの制動装置 7-15-1 (略) 7-15-2 性能要件 7-15-2-1 (略) 7-15-2-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15 に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 2 項関係、細目告示第 93 条第 2 項関係、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係) ① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-<u>14</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>14</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>14</u> 附則 21 に適合すること。 ② (略) ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)であって車両総重量が 5t を超えるものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。 ア 制動装置は、UN R13-<u>14</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。)に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>14</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-<u>14</u> 附則 21 に適合すること。 ④ (略) (3) ～ (9) (略) 7-15-3 (略) 7-15-4 適用関係の整理 (1) ～ (12) (略) (13) 次に掲げる自動車については、7-15-17 (従前規定の適用⑬) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 65 項)

新	旧
① (略) ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに<u>製作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～④ (略) <u>(14) 次に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 12t を超えるもの (0₄カテゴリを牽引するものに限る。) については、7-15-18 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 67 項)</u> ① 令和 12 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 12 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 12 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に型式を区分する事項に変更がないものの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 14 年 8 月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 14 年 8 月 31 日以前のもの 7-15-5 (略) 7-15-6 従前規定の適用② 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車であって、①及び②に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 6 号関係) ①～② (略) 7-15-6-1 (略) 7-15-6-2 性能要件 7-15-6-2-1 (略) 7-15-6-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略) (5) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u>	① (略) ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに<u>制作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～④ (略) <u>(新設)</u> 7-15-5 (略) 7-15-6 従前規定の適用② 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車であって、①及び②に掲げる被牽引自動車を牽引する自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 3 項第 6 号関係) ①～② (略) 7-15-6-1 (略) 7-15-6-2 性能要件 7-15-6-2-1 (略) 7-15-6-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略) (5) <u>FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u>

新	旧
(6) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (7) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (8) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (9) (略) 7-15-7 従前規定の適用③ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第 9 条第 1 項第 1 号関係) 7-15-7-1 (略) 7-15-7-2 性能要件	(6) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であつて、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験</u> <u>② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。））</u> <u>③ フェード試験</u> <u>④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑧ 駐車制動装置の静的性能試験</u> (7) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であつて、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験（積載状態のみ）</u> <u>② 常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> <u>③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑦ 駐車制動装置の静的性能試験</u> (8) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であつて、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時高速制動試験</u> <u>② ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> (9) (略) 7-15-7 従前規定の適用③ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第 9 条第 1 項第 1 号関係) 7-15-7-1 (略) 7-15-7-2 性能要件

新	旧
7-15-7-2-1 (略) 7-15-7-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (5) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u> (6) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (7) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (8) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (9) (略)	7-15-7-2-1 (略) 7-15-7-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (5) <u>FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> (6) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が120km/h以下又は135km/h以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが4,536kg(10,000ポンド)を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が4,536kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) (略)

新	旧
7-15-8 (略) 7-15-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第10項関係) ①～③ (略) 7-15-9-1 (略) 7-15-9-2 性能要件 7-15-9-2-1 (略) 7-15-9-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略) (5) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u> (6) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (7) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (8) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u>	7-15-8 (略) 7-15-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第10項関係) ①～③ (略) 7-15-9-1 (略) 7-15-9-2 性能要件 7-15-9-2-1 (略) 7-15-9-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (略) (5) <u>FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> (6) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験</u> ② <u>常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が120km/h以下又は135km/h以上の自動車に限る。））</u> ③ <u>フェード試験</u> ④ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑥ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑦ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑧ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> (7) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験（積載状態のみ）</u> ② <u>常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> ③ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ④ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑥ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑦ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> (8) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが4,536kg(10,000ポンド)を超え</u>

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (9) (略) 7-15-10 従前規定の適用⑥ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもののうち、平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 13 項関係) 7-15-10-1 (略) 7-15-10-2 性能要件 7-15-10-2-1 (略) 7-15-10-2-2 書面等による審査 (1) ～ (5) (略) (6) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u> (7) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (8) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時高速制動試験</u> <u>② ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> (9) (略) 7-15-10 従前規定の適用⑥ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもののうち、平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 13 項関係) 7-15-10-1 (略) 7-15-10-2 性能要件 7-15-10-2-1 (略) 7-15-10-2-2 書面等による審査 (1) ～ (5) (略) (6) <u>FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> (7) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験</u> <u>② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ (最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。))</u> <u>③ フェード試験</u> <u>④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑧ 駐車制動装置の静的性能試験</u> (8) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験 (積載状態のみ)</u> <u>② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ)</u>

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (9) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (10) (略) 【制動装置：細目告示別添 10 適用】 7-15-11 従前規定の適用⑦ 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項、第 31 項及び第 44 項関係) ①～③ (略) 7-15-11-1 (略) 7-15-11-2 性能要件 7-15-11-2-1 (略) 7-15-11-2-2 書面等による審査 (1) ～ (5) (6) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u> (7) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	③ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ④ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑥ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑦ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> (9) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時高速制動試験</u> ② <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> (10) (略) 【制動装置：細目告示別添 10 適用】 7-15-11 従前規定の適用⑦ 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項、第 28 項、第 29 項、第 30 項、第 31 項及び第 44 項関係) ①～③ (略) 7-15-11-1 (略) 7-15-11-2 性能要件 7-15-11-2-1 (略) 7-15-11-2-2 書面等による審査 (1) ～ (5) (6) <u>FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> (7) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験</u> ② <u>常温時高速制動試験 (積載状態のみ (最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。))</u> ③ <u>フェード試験</u> ④ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑥ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑦ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u>

新	旧
<u>(削除)</u> (8) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (9) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (10) (略) 【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）】 7-15-12 従前規定の適用⑧ 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係） ①～③（略） 7-15-12-1（略） 7-15-12-2 性能要件 7-15-12-2-1（略） 7-15-12-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) <u>7-15-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>⑧ 駐車制動装置の静的性能試験</u> (8) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105又はCMVSS 105のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験（積載状態のみ）</u> <u>② 常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> <u>③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑥ ABS故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑦ 駐車制動装置の静的性能試験</u> (9) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが4,536kg(10,000ポンド)を超える自動車として、FMVSS 105又はCMVSS 105のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が4,536kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時高速制動試験</u> <u>② ABS故障警報装置の作動確認試験</u> (10) (略) 【制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）】 7-15-12 従前規定の適用⑧ 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係） ①～③（略） 7-15-12-1（略） 7-15-12-2 性能要件 7-15-12-2-1（略） 7-15-12-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) <u>次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等（7-15に規定する自動車に限る。）に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</u> <u>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u> <u>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有す</u>

新	旧
(4) <u>7-15-2-2 (4) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (5) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u> (6) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (7) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (8) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u>	<u>る制動装置</u> (4) <u>次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④アの基準に適合するものとする。</u> <u>① 欧州連合指令 71/320/EEC</u> <u>② 欧州連合指令 91/422/EEC</u> <u>③ 欧州連合指令 98/12/EEC</u> <u>④ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> (5) <u>FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> (6) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSであり GVWR が3,500kg(7,716 ポンド)を超え4,536kg(10,000 ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験</u> <u>② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。））</u> <u>③ フェード試験</u> <u>④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑧ 駐車制動装置の静的性能試験</u> (7) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSであり GVWR が3,500kg(7,716 ポンド)を超え4,536kg(10,000 ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験（積載状態のみ）</u> <u>② 常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> <u>③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑦ 駐車制動装置の静的性能試験</u> (8) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSであり GVWR が4,536kg(10,000 ポンド)を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が4,536kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10</u>

新	旧
(削除) (削除) (9) <u>7-15-2-2 (9) に同じ。</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 52 項関係) ①～④ (略) 7-15-14-1 (略) 7-15-14-2 性能要件 7-15-14-2-1 (略) 7-15-14-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (5) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u> (6) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	<u>「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) <u>次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イの基準に適合するものとする。</u> ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 52 項関係) ①～④ (略) 7-15-14-1 (略) 7-15-14-2 性能要件 7-15-14-2-1 (略) 7-15-14-2-2 書面等による審査 (1) ～ (4) (5) <u>FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> (6) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ (最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。)) ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験

新	旧
<u>(削除)</u> (7) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (8) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (9) (略) 7-15-15 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車のうち電動駐車制動装置を備えるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第60項関係) ①～④ (略) 7-15-15-1 (略) 7-15-15-2 性能要件 7-15-15-2-1 (略) 7-15-15-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) <u>7-15-2-2 (4) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (5) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u>	<u>⑧ 駐車制動装置の静的性能試験</u> (7) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105又はCMVSS 105のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時制動試験(積載状態のみ)</u> <u>② 常温時高速制動試験(積載状態のみ)</u> <u>③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> <u>④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> <u>⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> <u>⑥ ABS故障警報装置の作動確認試験</u> <u>⑦ 駐車制動装置の静的性能試験</u> (8) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが4,536kg(10,000ポンド)を超える自動車として、FMVSS 105又はCMVSS 105のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が4,536kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> <u>① 常温時高速制動試験</u> <u>② ABS故障警報装置の作動確認試験</u> (9) (略) 7-15-15 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車のうち電動駐車制動装置を備えるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第60項関係) ①～④ (略) 7-15-15-1 (略) 7-15-15-2 性能要件 7-15-15-2-1 (略) 7-15-15-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3) (略) (4) <u>次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2)④アの基準に適合するものとする。</u> <u>① 欧州連合指令71/320/EEC</u> <u>② 欧州連合指令91/422/EEC</u> <u>③ 欧州連合指令98/12/EEC</u> <u>④ 欧州連合指令2002/78/EEC</u> (5) <u>FMVSS 135又はCMVSS 135のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u>

新	旧
(6) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (7) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (8) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (9) <u>7-15-2-2 (9) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	(6) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105又はCMVSS 105のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験 ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が120km/h以下又は135km/h以上の自動車に限る。）） ③ フェード試験 ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑦ ABS故障警報装置の作動確認試験 ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが3,500kg(7,716ポンド)を超え4,536kg(10,000ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105又はCMVSS 105のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が3,500kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時制動試験（積載状態のみ） ② 常温時高速制動試験（積載状態のみ） ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) <u>車両タイプがMPV、TRUCK又はBUSでありGVWRが4,536kg(10,000ポンド)を超える自動車として、FMVSS 105又はCMVSS 105のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が4,536kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① 常温時高速制動試験 ② ABS故障警報装置の作動確認試験 (9) <u>次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2)④イの基準に適合するものとする。</u> ① 欧州連合指令71/320/EEC ② 欧州連合指令85/647/EEC ③ 欧州連合指令88/194/EEC ④ 欧州連合指令91/422/EEC

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 7-15-16 従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 12t を超えるもの（車軸の数が 4 のものであって、駆動軸が後輪の 2 の車軸のものであり、かつ、リム径が 19.5 インチを超える車輪を備えるものに限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 62 項及び第 63 項関係） ①～④（略） 7-15-16-1（略） 7-15-16-2 性能要件 7-15-16-2-1（略） 7-15-16-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） (4) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u> (5) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (6) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	<u>⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC</u> <u>⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC</u> 7-15-16 従前規定の適用⑫ 次に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 12t を超えるもの（車軸の数が 4 のものであって、駆動軸が後輪の 2 の車軸のものであり、かつ、リム径が 19.5 インチを超える車輪を備えるものに限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 62 項及び第 63 項関係） ①～④（略） 7-15-16-1（略） 7-15-16-2 性能要件 7-15-16-2-1（略） 7-15-16-2-2 書面等による審査 (1) ～ (3)（略） (4) <u>FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u> (5) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験</u> ② <u>常温時高速制動試験（積載状態のみ（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。））</u> ③ <u>フェード試験</u> ④ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑥ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u> ⑦ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑧ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> (6) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時制動試験（積載状態のみ）</u> ② <u>常温時高速制動試験（積載状態のみ）</u> ③ <u>制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験</u> ④ <u>エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験</u> ⑤ <u>可変式制動力配分装置故障時制動試験</u>

新	旧
<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (7) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (8) (略) 7-15-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第65項) ① (略) ② 令和10年9月1日から令和13年8月31日までに<u>製作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～④ (略) 7-15-17-1～7-15-17-2 (略) 7-15-18 従前規定の適用⑭ 次に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が12tを超えるもの(0₄カテゴリを牽引するものに限る。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第67項) ① 令和12年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和12年9月1日から令和14年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和12年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に型式を区分する事項に変更がないもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和14年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和14年8月31日以前のもの 7-15-18-1 装備要件	⑥ <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> ⑦ <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> (7) <u>車両タイプがMPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。</u> ① <u>常温時高速制動試験</u> ② <u>ABS 故障警報装置の作動確認試験</u> (8) (略) 7-15-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第65項) ① (略) ② 令和10年9月1日から令和13年8月31日までに<u>制作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～④ (略) 7-15-17-1～7-15-17-2 (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>7-15-1 に同じ。</u> 7-15-18-2 性能要件 7-15-18-2-1 視認等による審査 <u>7-15-2-1 に同じ。</u> 7-15-18-2-2 書面等による審査 <u>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①にかかわらず、②の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 15 条第 1 項、第 2 項、第 93 条第 1 項、第 2 項、適用関係告示第 9 条第 37 項及び第 44 項関係)</u> ① <u>②以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。</u> ア <u>制動装置は、UN R13-14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。</u> イ <u>走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-14 附則 13 に適合すること。</u> ウ <u>走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-14 附則 21 に適合すること。</u> ② <u>指定自動車等以外の自動車にあっては、次のア及びイに掲げる基準に適合すること。</u> ア <u>制動装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合すること。</u> イ <u>走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に適合すること。</u> <u>(3) 7-15-2-2 (3) に同じ。</u> <u>(4) 7-15-2-2 (4) に同じ。</u> <u>(5) 7-15-2-2 (5) に同じ。</u> <u>(6) 7-15-2-2 (6) に同じ。</u> <u>(7) 7-15-2-2 (7) に同じ。</u> <u>(8) 7-15-2-2 (8) に同じ。</u> <u>(9) 7-15-2-2 (9) に同じ。</u> 7-16 乗用車の制動装置 7-16-1～7-16-3 (略) 7-16-4 適用関係の整理 (1) ～ (10) (略) (11) 次に掲げる自動車については、7-16-15 (従前規定の適用⑪) の規定を適用する。(適	7-16 乗用車の制動装置 7-16-1～7-16-3 (略) 7-16-4 適用関係の整理 (1) ～ (10) (略) (11) 次に掲げる自動車については、7-16-15 (従前規定の適用⑪) の規定を適用する。(適

新	旧
用関係告示第 9 条第 66 項関係) ① (略) ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに<u>製作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～④ (略) 7-16-5～7-16-14 (略) 7-16-15 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 66 項) ① (略) ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに<u>製作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～④ (略) 7-16-15-1～7-16-15-2 (略) 7-17 二輪車の制動装置 7-17-1～7-17-9 (略) 7-17-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 57 項関係) ①～④ (略) 7-17-10-1 (略) 7-17-10-2 性能要件 7-17-10-2-1 視認等による審査 <u>7-17-2-1 に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	用関係告示第 9 条第 66 項関係) ① (略) ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに<u>制作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～④ (略) 7-16-5～7-16-14 (略) 7-16-15 従前規定の適用⑪ 次に掲げる自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 66 項) ① (略) ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに<u>制作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③～④ (略) 7-16-15-1～7-16-15-2 (略) 7-17 二輪車の制動装置 7-17-1～7-17-9 (略) 7-17-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 57 項関係) ①～④ (略) 7-17-10-1 (略) 7-17-10-2 性能要件 7-17-10-2-1 視認等による審査 <u>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。</u> <u>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。</u> ア <u>ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル (配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。) であって、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</u> イ <u>ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</u> ウ <u>ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結</u>

新	旧
	<u>部に緩みがあるもの</u> エ <u>ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの</u> オ <u>ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</u> カ <u>ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの</u> キ <u>ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの</u> ク <u>ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</u> ケ <u>ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</u> コ <u>アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられていないもの</u> ② <u>走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。</u> ③ <u>二輪自動車及び側車付二輪自動車（サイドカー型）に備える制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動するものであること。</u> ④ <u>側車付二輪自動車（トライク型）及び三輪自動車にあっては、駐車制動装置及び次に掲げる制動装置のいずれかを備えたものであること。</u> ア <u>最高速度が 50km/h を超える自動車</u> （ア）<u>全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置</u> （イ）<u>全ての車輪を制動する足動式の連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。</u> <u>ただし、補助主制動装置は、駐車制動装置に代えることができるものとする。</u> イ <u>最高速度が 50km/h 以下の自動車</u> （ア）<u>2 個の独立した主制動装置により全ての車輪を制動するもの（連動制動機能を有する主制動装置を除く。）</u> （イ）<u>分配制動機能を有する主制動装置</u> （ウ）<u>全ての車輪を制動する連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置。</u> <u>ただし、補助主制動装置は、駐車制動装置に代えることができるものとする。</u> ⑤ <u>液体の圧力により作動する主制動装置は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。</u> ア <u>制動液の液面のレベルを容易に確認できる透明若しくは半透明なりザーバ・タンク又はゲージを備えたもの</u> イ <u>制動液が減少したときに、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置</u>

新	旧
7-17-10-2-2（略） 7-17-11（略） 7-18（略） 7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 装備要件 (1) ～ (2)（略） (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1)の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。（保安基準第12条第2項関係、細目告示第15条の2第2項、第3項関係、細目告示第16条第3項関係、細目告示第93条の2第2項、第3項関係、細目告示第94条第3項関係） ① 当該被牽引自動車の車両総重量が750kg以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）により牽引されるもの ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-<u>15</u>附則4の2.1.2.に適合すること。 イ（略） ②～③（略） 7-19-2 性能要件 7-19-2-1（略） 7-19-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係） ① 最高速度25km/hを超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。	<u>を備えたもの</u> <u>ウ その他制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けないで容易に確認できるもの</u> <u>⑥ 分配制動機能を有する主制動装置は、制動装置が作動していないにもかかわらず制動液の液量が制動液のリザーバ・タンクの容量の半分の量以下となった場合に、運転者席の運転者に視覚的に警報する赤色警報装置を備えたものであること。</u> <u>⑦ 7-12-1-2 (1) 又は7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</u> <u>【表示】</u>   7-17-10-2-2（略） 7-17-11（略） 7-18（略） 7-19 被牽引自動車の制動装置 7-19-1 装備要件 (1) ～ (2)（略） (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1)の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。（保安基準第12条第2項関係、細目告示第15条の2第2項、第3項関係、細目告示第16条第3項関係、細目告示第93条の2第2項、第3項関係、細目告示第94条第3項関係） ① 当該被牽引自動車の車両総重量が750kg以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）により牽引されるもの ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-<u>14</u>附則4の2.1.2.に適合すること。 イ（略） ②～③（略） 7-19-2 性能要件 7-19-2-1（略） 7-19-2-2 書面等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係） ① 最高速度25km/hを超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。

新	旧						
ア 制動装置は、UN R13-<u>15</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>15</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>15</u> 附則 21 に適合すること。 ② 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置 (慣性制動装置を除く。) は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係) ア UN R13-<u>15</u> の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 イ (略) (2) ～ (6) (略) 7-19-3～7-19-10 (略) 7-20 衝突被害軽減制動制御装置 7-20-1 (略) 7-20-2 性能要件 7-20-2-1 (略) 7-20-2-2 書面等による審査 衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係) (1) (略) (2) 7-20-1 (1) 後段及び 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-<u>S4</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～③ (略) 7-20-3 (略) 7-20-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-20-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 6 項、第 18 項、第 19 項、第 20 項、第 21 項、第 22 項、第 23 項、第 39 項、第 42 項、第 53 項、第 59 項関係) ① (略) ② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの ア～オ (略)	ア 制動装置は、UN R13-<u>14</u> の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。 イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>14</u> 附則 13 に適合すること。 ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-<u>14</u> 附則 21 に適合すること。 ② 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置 (慣性制動装置を除く。) は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第 93 条第 6 項第 2 号ハ関係) ア UN R13-<u>14</u> の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分 イ (略) (2) ～ (6) (略) 7-19-3～7-19-10 (略) 7-20 衝突被害軽減制動制御装置 7-20-1 (略) 7-20-2 性能要件 7-20-2-1 (略) 7-20-2-2 書面等による審査 衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係) (1) (略) (2) 7-20-1 (1) 後段及び 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-<u>S3</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。 ①～③ (略) 7-20-3 (略) 7-20-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-20-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 6 項、第 18 項、第 19 項、第 20 項、第 21 項、第 22 項、第 23 項、第 39 項、第 42 項、第 53 項、第 59 項関係) ① (略) ② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの ア～オ (略)						
<table><tr><td>区分</td><td>指定等年月日</td><td>製作年月日</td></tr></table>	区分	指定等年月日	製作年月日	<table><tr><td>区分</td><td>指定等年月日</td><td>製作年月日</td></tr></table>	区分	指定等年月日	製作年月日
区分	指定等年月日	製作年月日					
区分	指定等年月日	製作年月日					

新				旧			
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車	輸入自動車及び貨物の運送の用に供する軽自動車以外の自動車	R3. 10. 31	<u>R8. 8. 31</u>	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車	輸入自動車及び貨物の運送の用に供する軽自動車以外の自動車	R3. 10. 31	<u>R7. 11. 30</u>
	輸入自動車	R6. 6. 30	<u>R8. 8. 31</u>		輸入自動車	R6. 6. 30	<u>R8. 6. 30</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(2) ～ (3) (略)				(2) ～ (3) (略)			
(4) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 56 項関係）				(4) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 56 項関係）			
①～④ (略)				①～④ (略)			
区分		指定等年月日	製作年月日	区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車	貨物の運送の用に供する軽自動車以外の自動車	R6. 6. 30	<u>R8. 8. 31</u>	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車	貨物の運送の用に供する軽自動車以外の自動車	R6. 6. 30	<u>R8. 6. 30</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 58 項関係）				(5) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 58 項関係）			
①～③ (略)				①～③ (略)			
区分		指定等年月日	製作年月日	区分		指定等年月日	製作年月日
貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 超 3.5 t 以下 <u>の</u> 自動車		<u>R8. 8. 31</u>	R9. 8. 31	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 2.8t 超 3.5 t 以下	<u>R8. 6. 30</u>	R9. 8. 31
(6) (略)				(6) (略)			
7-20-5 従前規定の適用①				7-20-5 従前規定の適用①			
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 6 項、第 18 項、第 19 項、第 20 項、第 21 項、第 22 項、第 23 項、第 39 項、第 42 項、第 53 項、第 59 項関係）				次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 6 項、第 18 項、第 19 項、第 20 項、第 21 項、第 22 項、第 23 項、第 39 項、第 42 項、第 53 項、第 59 項関係）			
① (略)				① (略)			
② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの ア～オ (略)				② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの ア～オ (略)			
区分		指定等年月日	製作年月日	区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車	輸入自動車及び貨物の運送の用に供する軽自動車以外の自動車	R3. 10. 31	<u>R8. 8. 31</u>	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車	輸入自動車及び貨物の運送の用に供する軽自動車以外の自動車	R3. 10. 31	<u>R7. 11. 30</u>
	輸入自動車	R6. 6. 30	<u>R8. 8. 31</u>		輸入自動車	R6. 6. 30	<u>R8. 6. 30</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
7-20-5-1 (略)				7-20-5-1 (略)			

新

7-20-6～7-20-7（略）

7-20-8 従前規定の適用④

次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 56 項関係）

①～④（略）

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車	貨物の運送の用に供する軽自動車以外の自動車	R6. 6. 30	<u>R8. 8. 31</u>
	（略）	（略）	（略）

7-20-8-1～7-20-8-2（略）

7-20-9 従前規定の適用⑤

次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 58 項関係）

①～③（略）

区分	指定等年月日	製作年月日
貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 超 3.5 t 以下 の 自動車	<u>R8. 8. 31</u>	R9. 8. 31

7-20-9-1～7-20-9-2（略）

7-20-10（略）

7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

7-21-1 性能要件

7-21-1-1（略）

7-21-1-2 書面等による審査

（1）牽引自動車（最高速度が 25km/h 以下のものを除く。）及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-15 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。

この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-15 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。（細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係）

①～③（略）

（2）～（3）（略）

7-21-2～7-21-24（略）

7-22～7-25（略）

7-26 電気装置

7-26-1 性能要件

旧

7-20-6～7-20-7（略）

7-20-8 従前規定の適用④

次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 56 項関係）

①～④（略）

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車	貨物の運送の用に供する軽自動車以外の自動車	R6. 6. 30	<u>R8. 6. 30</u>
	（略）	（略）	（略）

7-20-8-1～7-20-8-2（略）

7-20-9 従前規定の適用⑤

次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 58 項関係）

①～③（略）

区分		指定等年月日	製作年月日
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 2.8t 超 3.5 t 以下	<u>R8. 6. 30</u>	R9. 8. 31

7-20-9-1～7-20-9-2（略）

7-20-10（略）

7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

7-21-1 性能要件

7-21-1-1 視認等による審査

7-21-1-2 書面等による審査

（1）牽引自動車（最高速度が 25km/h 以下のものを除く。）及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-14 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものでなければならない。

この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-14 の 5. 及び 6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に適合するものとする。（細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係）

①～③（略）

（2）～（3）（略）

7-21-2～7-21-24（略）

7-22～7-25（略）

7-26 電気装置

7-26-1 性能要件

新	旧
7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査 7-26-1-2-1 書面等による審査（装置関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係） ① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、UN R100-05 の 5. 及び 6.（6. 4. を除く。）に適合するものであること。 【適用関係の整理】 ◇次に掲げる自動車にあっては、「UN R100-05」とあるのを「UN R100-04-S2」又は「UN R100-03-S5」と読み替えることができる。（適用関係告示第 14 条第 45 項関係） ア 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、令和 9 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。） イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (イ) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの (ウ) 指定自動車等以外の自動車 ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のものの ② (略) (2) (略) (3) 自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-05 の 6. 2.、6. 3. 及び 6. 12. に適合するものとする。	7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査 7-26-1-2-1 書面等による審査（装置関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係） ① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、UN R100-04-S1 の 5. 及び 6.（6. 4. を除く。）に適合するものであること。 (新設) ② (略) (2) (略) (3) (1) ①に規定する UN R100-04-S1 の 6. にあっては、次に掲げる審査方法とすることができる。

新	旧
<u>(削除)</u> 7-26-1-2-2 書面等による審査（衝突関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は電気パワートレイン若しくはeアクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係） ①～④（略） ⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量3.5tを超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5tを超えるものを除く。）及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-01の5.2.2.に適合すること。 <u>【適用関係の整理】</u> <u>◇次に掲げる自動車にあっては、「UN R153-01」とあるのを「UN R153-00-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第14条第43項関係）</u> <u>ア 令和8年8月31日以前に製作された自動車</u> <u>イ 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(ア) 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>(イ) 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と動力電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u> <u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年8月31日以前のもの</u> <u>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のものの</u> ⑥～⑧（略） ⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-<u>05</u>の6.4.の基準に適合すること。 <u>【適用関係の整理】</u> <u>◇次に掲げる自動車にあっては、「UN R100-05」とあるのを「UN R100-04-S2」</u>	<u>① 自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-04-S1の6.2.、6.3.及び6.12.に適合するものとする。</u> 7-26-1-2-2 書面等による審査（衝突関係） (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は電気パワートレイン若しくはeアクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係） ①～④（略） ⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車（車両総重量3.5tを超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5tを超えるものを除く。）及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-01の5.2.2.に適合すること。 <u>(新設)</u> ⑥～⑧（略） ⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-<u>04-S1</u>の6.4.の基準に適合すること。 <u>(新設)</u>

新	旧
又は「UN R100-03-S5」と読み替えることができる。(適用関係告示第 14 条第 45 項関係) <u>ア 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、令和 9 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。）</u> <u>イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> <u>(7) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>(4) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの</u> <u>(9) 指定自動車等以外の自動車</u> <u>ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> (2) <u>自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-05 の 6. 4. 1. に適合するものとする。</u> (削除) (3) ～ (6) (略) 7-26-2～7-26-3 (略) 7-26-4 適用関係の整理 (1) ～ (16) (略) <u>[UN R100-03-S3 適用]</u> (17) 次に掲げる自動車にあつては、7-26-21（従前規定の適用⑰）の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 41 項関係) ①～④ (略) <u>(削除)</u>	(2) <u>(1) ⑨に規定する UN R100-04-S1 の 6. 4. にあつては、次に掲げる審査方法とすることができる。</u> ① <u>自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-04-S1 の 6. 4. 1. に適合するものとする。</u> (3) ～ (6) (略) 7-26-2～7-26-3 (略) 7-26-4 適用関係の整理 (1) ～ (16) (略) (17) 次に掲げる自動車にあつては、7-26-21（従前規定の適用⑰）の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 41 項関係) ①～④ (略) <u>[後面衝突に係る適用：UN R153-00-S4 適用]</u> (18) 次に掲げる自動車にあつては、7-26-22（従前規定の適用⑱）の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 43 項関係) ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u>

新	旧
7-26-5～7-26-20（略） <u>【UN R100-03-S3 適用】</u> 7-26-21 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 41 項関係） ①（略） ② 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> ③～④（略） 7-26-21-1～7-26-21-2（略） <u>（削除）</u>	<u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と動力電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員に係る性能が同一であるもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> <u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-26-5～7-26-20（略） 7-26-21 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 41 項関係） ①（略） ② 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ（略） <u>（新設）</u> ③～④（略） 7-26-21-1～7-26-21-2（略） <u>【後面衝突に係る適用：UN R153-00-S4 適用】</u> 7-26-22 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車にあっては、7-26-21 の規定中、「UN R153-01」とあるのは「UN R153-00-S4」と読み替えることができる。（適用関係告示第 14 条第 43 項関係） ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と動力電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員に係る性能が同一であるもの</u> ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 8 月 31 日以前のもの

新	旧
7-27 サイバーセキュリティシステム 7-27-1～7-27-3 (略) 7-27-4 適用関係の整理 [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] (1) 自動運行装置を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）であって、次に掲げるものは、サイバーセキュリティシステムの基準は適用しない。（適用関係告示第 14 条第 24 項関係） ① (略) ② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 6 年 1 月 1 日から <u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの （ア）～（イ）(略) ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が <u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が <u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの ③ (略) ④ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの（次に掲げるものに限る。）</u> ア <u>車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> イ <u>車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> (2) ～ (3) (略) (4) 自動運行装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、次に掲げるものは、サイバーセキュリティシステムの基準は適用しない。（適用関係告示第 14 条第 39 項） ① (略) ② 令和 11 年 7 月 1 日から <u>令和 13 年 8 月 31 日</u>以前に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が <u>令和 13 年 8 月 31 日</u>以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は	7-27 サイバーセキュリティシステム 7-27-1～7-27-3 (略) 7-27-4 適用関係の整理 [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] (1) 自動運行装置を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）であって、次に掲げるものは、サイバーセキュリティシステムの基準は適用しない。（適用関係告示第 14 条第 24 項関係） ① (略) ② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 6 年 1 月 1 日から <u>令和 8 年 4 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの （ア）～（イ）(略) ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が <u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が <u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの ③ (略) <u>(新設)</u> (2) ～ (3) (略) (4) 自動運行装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、次に掲げるものは、サイバーセキュリティシステムの基準は適用しない。（適用関係告示第 14 条第 39 項） ① (略) ② 令和 11 年 7 月 1 日から <u>令和 13 年 6 月 30 日</u>以前に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が <u>令和 13 年 6 月 30 日</u>以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は

新	旧
記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 13 年 8 月 31 日</u>以前のもの 7-27-5 (略) 7-27 の 2 プログラム等改変システム 7-27 の 2-1～7-27 の 2-3 (略) 7-27 の 2-4 適用関係の整理 [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] (1) 自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、プログラム等改変システムの基準は適用しない。(適用関係告示第 14 条第 24 項関係) ① (略) ② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能(当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。)を有しない自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア)～(イ) (略) ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの ③ (略) ④ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの(次に掲げるものに限る。)</u> <u>ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> <u>イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u> (2) (略) 7-27 の 2-5 (略) 7-28 (略) 7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29-1～7-29-11 (略) [UN R137-03 適用] 7-29-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、7-29-1 の規定中、「UN R137-04」を「UN R137-03」と読み替えることができる。(適用関係告示第 15 条第 43 項関係) ① (略)	記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 13 年 6 月 30 日</u>以前のもの 7-27-5 (略) 7-27 の 2 プログラム等改変システム 7-27 の 2-1～7-27 の 2-3 (略) 7-27 の 2-4 適用関係の整理 [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] (1) 自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、プログラム等改変システムの基準は適用しない。(適用関係告示第 14 条第 24 項関係) ① (略) ② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能(当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。)を有しない自動車であって、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア)～(イ) (略) ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの ③ (略) <u>(新設)</u> (2) (略) 7-27 の 2-5 (略) 7-28 (略) 7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29-1～7-29-11 (略) [UN R137-03 適用] 7-29-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる自動車については、7-29-1 の規定中、「UN R137-04」を「UN R137-03」と読み替えることができる。(適用関係告示第 15 条第 43 項関係) ① (略)

新

②

令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア (略)
イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

③～④

(略)

7-30～7-32

(略)

7-33

車枠及び車体の歩行者保護性能

7-33-1～7-33-3

(略)

7-33-4

適用関係の整理

(1) ～ (4)

(略)

[UN R127-02 適用]

(5)

次に掲げる自動車については、7-33-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 40 項関係）

①～④

(略)

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R6. 7. 6	R8. 8. 31

(6)

(略)

7-33-5～7-33-8

(略)

[UN R127-02 適用]

7-33-9

従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 40 項関係）

①～④

(略)

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R6. 7. 6	R8. 8. 31

7-33-9-1

(略)

7-33-10

(略)

7-34～7-36

(略)

7-37

突入防止装置

7-37-1～7-37-6

(略)

7-37-7

従前規定の適用③

平成 17 年 8 月 31 日（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、かつ、高さ 2.0m 以下の自動車にあっては平成 19 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合

旧

②

令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア (略)
イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

③～④

(略)

7-30～7-32

(略)

7-33

車枠及び車体の歩行者保護性能

7-33-1～7-33-3

(略)

7-33-4

適用関係の整理

(1) ～ (4)

(略)

[UN R127-02 適用]

(5)

次に掲げる自動車については、7-33-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 40 項関係）

①～④

(略)

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R6. 7. 6	R8. 7. 6

(6)

(略)

7-33-5～7-33-8

(略)

[UN R127-02 適用]

7-33-9

従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 40 項関係）

①～④

(略)

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R6. 7. 6	R8. 7. 6

7-33-9-1

(略)

7-33-10

(略)

7-34～7-36

(略)

7-37

突入防止装置

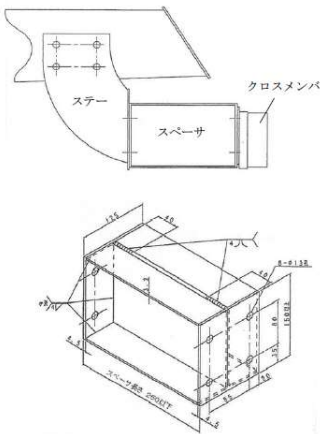
7-37-1～7-37-6

(略)

7-37-7

従前規定の適用③

平成 17 年 8 月 31 日（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、かつ、高さ 2.0m 以下の自動車にあっては平成 19 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合

新	旧
するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 1 項第 2 号関係) 7-37-7-1 (略) 7-37-7-2 性能要件 7-37-7-2-1 (略) 7-37-7-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物(スペーサ)が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(1) ②の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</u> <u>① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</u> <u>② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</u> <u>③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部(ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分)は 4.5mm 以上のものであること。</u> <u>④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</u> <u>⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> <u>⑥ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</u> <u>⑦ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> <u>⑧ 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</u> <u>(例)</u> 	するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 1 項第 2 号関係) 7-37-7-1 (略) 7-37-7-2 性能要件 7-37-7-2-1 (略) 7-37-7-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
7-37-7-3 (略) 7-37-8 従前規定の適用④ 平成 24 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 5 項関係、第 7 項関係) 7-37-8-1 (略) 7-37-8-2 性能要件 7-37-8-2-1 (略) 7-37-8-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物（スペーサ）が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(1) ③の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</u> <u>① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</u> <u>② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。</u> <u>③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部（ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分）は 4.5mm 以上のものであること。</u> <u>④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。</u> <u>⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> <u>⑥ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</u> <u>⑦ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。</u> <u>⑧ 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</u> <u>(例)</u>	7-37-7-3 (略) 7-37-8 従前規定の適用④ 平成 24 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 5 項関係、第 7 項関係) 7-37-8-1 (略) 7-37-8-2 性能要件 7-37-8-2-1 (略) 7-37-8-2-2 書面等による審査 (1) ～ (2) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
7-37-8-3 (略) 7-37-9～7-37-10 (略) 7-38～7-40 (略) 7-41 運転者席 7-41-1～7-41-3 (略) 7-41-4 適用関係の整理 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、7-41-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係) ① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から <u>令和 8 年 8 月 31 日</u> までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が <u>令和 8 年 8 月 31 日</u> 以前のもの (4) 次に掲げる自動車については、7-41-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 18 条の 2 第 5 項関係) ① (略) ② 令和 8 年 1 月 1 日から <u>令和 11 年 8 月 31 日</u> までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が <u>令和 11 年 8 月 31 日</u> 以前のもの (5) (略)	7-37-8-3 (略) 7-37-9～7-37-10 (略) 7-38～7-40 (略) 7-41 運転者席 7-41-1～7-41-3 (略) 7-41-4 適用関係の整理 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、7-41-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 18 条の 2 第 3 項関係) ① (略) ② 令和 6 年 7 月 1 日から <u>令和 8 年 6 月 30 日</u> までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が <u>令和 8 年 6 月 30 日</u> 以前のもの (4) 次に掲げる自動車については、7-41-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 18 条の 2 <u>第 4 項</u> 第 5 項関係) ① (略) ② 令和 8 年 1 月 1 日から <u>令和 10 年 12 月 31 日</u> までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が <u>令和 10 年 12 月 31 日</u> 以前のもの (5) (略)

新	旧
7-41-5～7-41-6（略） 7-41-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第3項関係） ①（略） ② 令和6年7月1日から<u>令和8年8月31日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和8年8月31日</u>以前のもの 7-41-7-1（略） 7-41-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第5項関係） ①（略） ② 令和8年1月1日から<u>令和11年8月31日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和11年8月31日</u>以前のもの 7-41-8-1（略） 7-41-9（略） 7-42～7-43（略） 7-44 座席ベルト等 7-44-1～7-44-3（略） 7-44-4 適用関係の整理 (1)～(8)（略） (9) 次に掲げる自動車にあつては、7-44-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第20条第24項関係） ①～②（略） ③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-S1 の 8.1.8. 又は <u>UN R173-00</u> の 5.1.8. の適用を受けないもの ④～⑤（略） (10)～(12)（略） 7-44-5～7-44-12（略） 7-44-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車にあつては、7-44-13（従前規定の適用⑨）の規定に適合するもの	7-41-5～7-41-6（略） 7-41-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第3項関係） ①（略） ② 令和6年7月1日から<u>令和8年6月30日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和8年6月30日</u>以前のもの 7-41-7-1（略） 7-41-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第18条の2第4項第5項関係） ①（略） ② 令和8年1月1日から<u>令和10年12月31日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和10年12月31日</u>以前のもの 7-41-8-1（略） 7-41-9（略） 7-42～7-43（略） 7-44 座席ベルト等 7-44-1～7-44-3（略） 7-44-4 適用関係の整理 (1)～(8)（略） (9) 次に掲げる自動車にあつては、7-44-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第20条第24項関係） ①～②（略） ③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-S1 の 8.1.8. 又は <u>UN R175-00</u> の 5.1.8. の適用を受けないもの ④～⑤（略） (10)～(12)（略） 7-44-5～7-44-12（略） 7-44-13 従前規定の適用⑨ 次に掲げる自動車にあつては、7-44-13（従前規定の適用⑨）の規定に適合するもの

新	旧
であればよい。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係) ①～② (略) ③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-S1 の 8.1.8. 又は <u>UN R173-00</u> の 5.1.8. の適用を受けないもの ④～⑤ (略) 7-44-13-1～7-44-13-2 (略) 7-44-14 (略) 7-44-15 従前の規定の適用⑪ 令和 8 年 12 月 31 日以前に製作された農耕トラクタにあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 28 項) 7-44-15-1 (略) 7-44-15-2 性能要件 なし。 7-44-16 従前の規定の適用⑫ 次に掲げる自動車にあつては、7-44-2 の規定中「UN R16-10」とあるのを「UN R16-09」と「UN R173-00 の 5.」とあるのを「UN R16-09 の 8.1. から 8.3.6. まで」と、「UN R173-00 の 5.1. から 5.3.4. (5.2.2.5.を除く。)」とあるのを「UN R16-09 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 27 項関係) ① (略) ② 令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの ③～④ (略) 7-45 座席ベルト非装着時警報装置 7-45-1～7-45-8 (略) 7-45-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、7-45-1 <u>及び 8-45-1</u> の規定中、「UN R16-10」を「UN R16-09」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 27 項関係) ①～③ (略) 7-46～7-54 (略) 7-55 窓ガラス貼付物等 7-55-1～7-55-3 (略) 7-55-4 適用関係の整理 (1) (略)	であればよい。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係) ①～② (略) ③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、UN R16-08-S1 の 8.1.8. 又は <u>UN R175-00</u> の 5.1.8. の適用を受けないもの ④～⑤ (略) 7-44-13-1～7-44-13-2 (略) 7-44-14 (略) 7-44-15 従前の規定の適用⑪ 令和 8 年 12 月 31 日以前に製作された農耕トラクタにあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 28 項) 7-44-15-1 (略) 7-44-15-2 性能要件 <u>(書面等による審査)</u> なし。 7-44-16 従前の規定の適用⑫ 次に掲げる自動車にあつては、7-44-2 の規定中「UN R16-10」とあるのを「UN R16-09」と「UN R173-00 の 5.」とあるのを「UN R16-09 の 8.1. から 8.3.6. まで」と、「UN R173-00 の 5.1. から 5.3.4. (5.2.2.5.を除く。)」とあるのを「UN R16-09 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 27 項関係) ① (略) ② 令和 9 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア (略) イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの ③～④ (略) 7-45 座席ベルト非装着時警報装置 7-45-1～7-45-8 (略) 7-45-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる自動車については、7-45-1 の規定中、「UN R16-10」を「UN R16-09」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 27 項関係) ①～③ (略) 7-46～7-54 (略) 7-55 窓ガラス貼付物等 7-55-1～7-55-3 (略) 7-55-4 適用関係の整理 (1) (略)

新	旧
(2) 次に掲げる自動車については、7-55-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 5 項関係） ①（略） ② 令和 6 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの 7-55-5（略） 7-55-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 5 項関係） ①（略） ② 令和 6 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの 7-55-6-1（略） 7-56 騒音防止装置 7-56-1（略） 7-56-2 性能要件 7-56-2-1（略） 7-56-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S3 の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 又は ISO 10844:2014 に規定された路面であっててもよく、<u>令和 11 年 9 月 1 日</u>以降の型式指定自動車以外の二輪自動車に	(2) 次に掲げる自動車については、7-55-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 26 条第 5 項関係） ①（略） ② 令和 6 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>以前のもの 7-55-5（略） 7-55-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 5 項関係） ①（略） ② 令和 6 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>以前のもの 7-55-6-1（略） 7-56 騒音防止装置 7-56-1（略） 7-56-2 性能要件 7-56-2-1（略） 7-56-2-2 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係） ①～②（略） ③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S3 の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 又は ISO 10844:2014 に規定された路面であっててもよく、<u>令和 12 年 1 月 10 日</u>以降の型式指定自動車以外の二輪自動車に

新	旧
ついては、試験路は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよい。) に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg (多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg) の範囲にあればよい。 (2) ～ (10) (略) [UN R51 の読み替え適用] (11) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係) ① (略) ② 令和 5 年 1 月 4 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア (略) イ 令和 5 年 1 月 4 日から <u>令和 9 年 8 月 31 日</u> (乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあっては <u>令和 10 年 8 月 31 日</u>) までに <u>新たに指定を受けた</u> 型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造 <u>並びに</u> 適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ <u>令和 9 年 9 月 1 日</u> (乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあっては <u>令和 10 年 9 月 1 日</u>) 以降に <u>新たに指定を受けた</u> 型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、<u>令和 9 年 8 月 31 日</u> (乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあっては <u>令和 10 年 8 月 31 日</u>) 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造 <u>並びに</u> 適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの (騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。) エ (略) <u>(削除)</u>	ついては、試験路は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよい。) に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg (多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20kg) の範囲にあればよい。 (2) ～ (10) (略) [UN R51 の読み替え適用] (11) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係) ① (略) ② 令和 5 年 1 月 4 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア (略) イ 令和 5 年 1 月 4 日から <u>令和 8 年 10 月 7 日</u> (乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあっては <u>令和 9 年 10 月 7 日</u>) までの型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ <u>令和 8 年 10 月 8 日</u> (乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあっては <u>令和 9 年 10 月 8 日</u>) 以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、<u>令和 8 年 10 月 7 日</u> (乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあっては <u>令和 9 年 10 月 7 日</u>) 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの (騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。) エ (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日</u>

新	旧
③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあつては<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）以前のもの 〔試験路の読み替え適用〕 (12) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第 27 条第 38 項関係） ① <u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前に製作された自動車 ② <u>令和 10 年 9 月 1 日</u>以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア <u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ <u>令和 10 年 9 月 1 日</u>以降に<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ウ（略） <u>（削除）</u> ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>以前のもの 7-56-3（略） 7-56-4 適用関係の整理 (1) ～ (8)（略） (9) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ① 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあつては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前に製作された自動車	<u>が令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあつては令和 9 年 10 月 7 日）以前のもの</u> ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあつては<u>令和 9 年 10 月 7 日</u>）以前のもの 〔試験路の読み替え適用〕 (12) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。（適用関係告示第 27 条第 38 項関係） ① <u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前に製作された自動車 ② <u>令和 10 年 9 月 25 日</u>以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア <u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ <u>令和 10 年 9 月 25 日</u>以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、<u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。） ウ（略） ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの</u> ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前のもの 7-56-3（略） 7-56-4 適用関係の整理 (1) ～ (8)（略） (9) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ① 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあつては<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>）以前に製作された自動車

新	旧
② 令和6年10月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和8年9月1日</u>）から<u>令和9年8月31日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和10年8月31日</u>）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア 令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和8年8月31日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和8年9月1日</u>）以降に<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和8年8月31日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ（略） ③ <u>令和9年8月31日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和10年8月31日</u>）以前に製作された輸入自動車 <u>（削除）</u> ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和9年8月31日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和10年8月31日</u>）以前のもの 7-56-5～7-56-12（略） 7-56-13 従前規定の適用⑨	② 令和6年10月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和8年10月8日</u>）から<u>令和8年10月7日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和9年10月7日</u>）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア 令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和8年10月7日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月8日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和8年10月8日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和6年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和8年10月7日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ（略） ③ <u>令和8年10月7日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和9年10月7日</u>）以前に製作された輸入自動車 ④ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年10月7日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）あつては令和9年10月7日）以前のもの</u> ⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和8年10月7日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が3.5tを超えるもの）<u>あつては令和9年10月7日</u>）以前のもの 7-56-5～7-56-12（略） 7-56-13 従前規定の適用⑨

新	旧
次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ① 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>）から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>）以降に<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ（略） ③ <u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）以前に製作された輸入自動車 <u>（削除）</u> ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記	次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 36 項関係） ① 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>）以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 8 年 10 月 8 日</u>）から<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 9 年 10 月 7 日</u>）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア 令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 8 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 8 年 10 月 8 日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であつて、令和 6 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ（略） ③ <u>令和 8 年 10 月 7 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては<u>令和 9 年 10 月 7 日</u>）以前に製作された輸入自動車 ④ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 10 月 7 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 7 日）以前のもの</u> ⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記

新	旧
録されている保安基準適用年月日が<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）<u>あ</u>っては<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）以前のもの 7-56-13-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-13-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-13-2 性能要件 7-56-13-2-1（略） 7-56-13-2-2 書面等による審査 (1) ～ (9)（略） [UN R51 の読み替え適用] (10) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-13-2-2 の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。 ①（略） ② 令和 5 年 1 月 4 日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの ア（略） イ 令和 5 年 1 月 4 日から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあつては<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）までの<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造<u>並びに</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ <u>令和 9 年 9 月 1 日</u>（乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあつては<u>令和 10 年 9 月 1 日</u>）以降に<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあつては<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造<u>並びに</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更	録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）<u>あ</u>っては<u>令和 9 年 10 月 7 日</u>）以前のもの 7-56-13-1 装備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-56-13-2-1 の基準に適合する消音器を備えなければならない。 7-56-13-2 性能要件 7-56-13-2-1（略） 7-56-13-2-2 書面等による審査 (1) ～ (9)（略） [UN R51 の読み替え適用] (10) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-13-2-2 の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。 ①（略） ② 令和 5 年 1 月 4 日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの ア（略） イ 令和 5 年 1 月 4 日から<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>（乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあつては<u>令和 9 年 10 月 7 日</u>）までの<u>の</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 5 年 1 月 3 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ウ <u>令和 8 年 10 月 8 日</u>（乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあつては<u>令和 9 年 10 月 8 日</u>）以降の<u>の</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>（乗車定員 10 人以上の専ら乗用の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超える自動車にあつては<u>令和 9 年 10 月 7 日</u>）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更

新	旧
ないものに限る。) エ (略) <u>(削除)</u> ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 9 年 8 月 31 日</u> (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) については<u>令和 10 年 8 月 31 日</u> 以前のもの [試験路の読み替え適用] (11) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-13-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。 ① <u>令和 10 年 8 月 31 日</u> 以前に製作された自動車 ② <u>令和 10 年 9 月 1 日</u> 以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア <u>令和 10 年 8 月 31 日</u> 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ <u>令和 10 年 9 月 1 日</u> 以降に<u>新たに指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、<u>令和 10 年 8 月 31 日</u> 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの (騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。) ウ (略) <u>(削除)</u> ③ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 10 年 8 月 31 日</u> 以前のもの 7-57 (略)	がないものに限る。) エ (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 8 年 10 月 7 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) については令和 9 年 10 月 7 日) 以前のもの</u> ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 10 月 7 日</u> (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの) については<u>令和 9 年 10 月 7 日</u> 以前のもの [試験路の読み替え適用] (11) 次に掲げる自動車にあつては 7-56-13-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。 ① <u>令和 10 年 9 月 24 日</u> 以前に製作された自動車 ② <u>令和 10 年 9 月 25 日</u> 以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア <u>令和 10 年 9 月 24 日</u> 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ <u>令和 10 年 9 月 25 日</u> 以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、<u>令和 10 年 9 月 24 日</u> 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類</u>、懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの (騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。) ウ (略) ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証 (審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 10 年 9 月 24 日以前のもの</u> ④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 10 年 9 月 24 日</u> 以前のもの 7-57 (略)

新

7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

①（略）

〔ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下〕

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、**細目告示**別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係）

③（略）

〔軽油、3.5t 以下〕

④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、**細目告示**別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係）

(略)

⑤（略）

⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、**細目告示**別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 12 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 6 号関係）

(略)

⑦～⑨（略）

(2) ～ (4)（略）

7-58-2～7-58-3（略）

7-58-4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第 28 条関係）

自動車の種別			最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 9 人以下のもの及び乗車定員 10 人で、かつ、車両総重量が 3.5t 以下のもの		2 サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	令和 9 年 8 月 31 日 7-58-5（従前規定の適用①）
			2 サイクルの原動機を有する軽自動車	令和 9 年 8 月 31 日 7-58-6（従前規定の適用②）
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が 1.7t 以下のもの	令和 9 年 8 月 31 日 7-58-7（従前規定の適用③）
			車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの	令和 9 年 8 月 31 日 7-58-8（従前規定の適用④）
			車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの	令和 9 年 8 月 31 日 7-58-9（従前規定の適用⑤）
			車両総重量が 3.5t を超えるも	令和 9 年 8 月 31 日 7-58-10

旧

7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

①（略）

〔ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下〕

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係）

③（略）

〔軽油、3.5t 以下〕

④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係）

(略)

⑤（略）

⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 12 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 6 号関係）

(略)

⑦～⑨（略）

(2) ～ (4)（略）

7-58-2～7-58-3（略）

7-58-4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第 28 条関係）

自動車の種別			最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 9 人以下のもの及び乗車定員 10 人で、かつ、車両総重量が 3.5t 以下のもの		2 サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	令和 8 年 9 月 30 日 7-58-5（従前規定の適用①）
			2 サイクルの原動機を有する軽自動車	令和 8 年 9 月 30 日 7-58-6（従前規定の適用②）
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が 1.7t 以下のもの	令和 8 年 9 月 30 日 7-58-7（従前規定の適用③）
			車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの	令和 8 年 9 月 30 日 7-58-8（従前規定の適用④）
			車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの	令和 8 年 9 月 30 日 7-58-9（従前規定の適用⑤）
			車両総重量が 3.5t を超えるも	令和 8 年 9 月 30 日 7-58-10

新						旧					
			の	且	(従前規定の適用⑥)				の	且	(従前規定の適用⑥)
		軽自動車		令和 9 年 8 月 31 日	7-58-11 (従前規定の適用⑦)			軽自動車	令和 8 年 9 月 30 日	7-58-11 (従前規定の適用⑦)	
(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 9 人以下のもの及び乗車定員 10 人で、かつ、車両総重量が 3.5t 以下のもの	車両重量が 1,265kg 以下のもの		令和 9 年 8 月 31 日	7-58-13 (従前規定の適用⑨)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 9 人以下のもの及び乗車定員 10 人で、かつ、車両総重量が 3.5t 以下のもの	車両重量が 1,265kg 以下のもの		令和 8 年 9 月 30 日	7-58-13 (従前規定の適用⑨)	
		車両重量が 1,265kg を超えるもの		令和 9 年 8 月 31 日	7-58-14 (従前規定の適用⑩)		車両重量が 1,265kg を超えるもの		令和 8 年 9 月 30 日	7-58-14 (従前規定の適用⑩)	
	その他のもの	車両総重量が 1.7t 以下のもの		令和 9 年 8 月 31 日	7-58-15 (従前規定の適用⑪)	その他のもの	車両総重量が 1.7t 以下のもの		令和 8 年 9 月 30 日	7-58-15 (従前規定の適用⑪)	
		車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの		令和 9 年 8 月 31 日	7-58-16 (従前規定の適用⑫)		車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの		令和 8 年 9 月 30 日	7-58-16 (従前規定の適用⑫)	
		車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの		令和 9 年 8 月 31 日	7-58-17 (従前規定の適用⑬)		車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの		令和 8 年 9 月 30 日	7-58-17 (従前規定の適用⑬)	
		車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のもの		令和 9 年 8 月 31 日	7-58-18 (従前規定の適用⑭)		車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のもの		令和 8 年 9 月 30 日	7-58-18 (従前規定の適用⑭)	
		車両総重量が 7.5t を超えるもの	第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの	令和 9 年 8 月 31 日	7-58-18 (従前規定の適用⑭)		車両総重量が 7.5t を超えるもの	第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの	令和 8 年 9 月 30 日	7-58-18 (従前規定の適用⑭)	
	第五輪荷重を有する牽引自動車		令和 9 年 8 月 31 日	7-58-18 (従前規定の適用⑭)	第五輪荷重を有する牽引自動車			令和 8 年 9 月 30 日	7-58-18 (従前規定の適用⑭)		
	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)

7-58-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ②ア関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3A4567 AZ L	平 30.10.1	令 3.1.1 ※2	平 30.10.1 ※7	WLTC モード [*] (g/km) ※3	2.03	0.16	同上	同上	同上	同上	189 項
		令 3.10.1	令 9.9.1	令 3.10.1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
		令 4.10.1	令 9.9.1	令 4.10.1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		令 4.10.1	令 9.9.1	令 4.10.1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
		令 6.10.1	令 9.9.1 ※2	令 6.10.1 ※7	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	—
		(略)										

注 1～11 (略)

7-58-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和 8 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が 9 人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの（2 サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ②ア関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3A4567 AZ L	平 30.10.1	令 3.1.1 ※2	令 3.1.1	WLTC モード [*] (g/km) ※3	2.03	0.16	同上	同上	同上	同上	189 項
		令 8.10.1	令 8.10.1	令 3.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
		令 8.10.1	令 8.10.1	令 4.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		令 4.10.1	令 8.10.1	令 8.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
		令 6.10.1	令 8.10.1	令 8.10.1	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	—
		(略)										

注 1～11 (略)

12

※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

13

※8 は、輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

7-58-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、**令和 9 年 8 月 31 日**以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区分		7-58-1 (1) ②ア関係											
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値						適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
30	34567	A B L Z	平 30. 10. 1	令 3. 1. 1 ※2	平 30. 10. 1 ※7	WLTC モード [*] (g/km) ※3	2. 03	0. 16	同上	同上	同上	同上	189 項
			令 3. 10. 1	令 9. 9. 1	令 3. 10. 1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
			令 4. 10. 1	令 9. 9. 1	令 4. 10. 1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
			令 4. 10. 1	令 9. 9. 1	令 4. 10. 1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
			令 6. 10. 1	令 9. 9. 1 ※2	令 6. 10. 1 ※7	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	－

注 1～9（略）

10

※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

11

※8 は、輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

7-58-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1. 7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、**令和 9 年 8 月 31 日**以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1. 7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分		7-58-1 (1) ②イ関係										
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

(新設)

7-58-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、**令和 8 年 9 月 30 日**以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする 2 サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区分		7-58-1 (1) ②ア関係											
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値						適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
30	34567	A B L Z	平 30. 10. 1	令 3. 1. 1 ※2	令 3. 1. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※3	2. 03	0. 16	同上	同上	同上	同上	189 項
			令 3. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
			令 4. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
			令 4. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
			令 6. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	－

注 1～9（略）

(新設)

(新設)

7-58-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1. 7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、**令和 8 年 9 月 30 日**以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1. 7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分		7-58-1 (1) ②イ関係										
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新														旧															
30	3	A	E	平 30. 10. 1	令 3. 1. 1 ※2	平 30. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※3	2. 03	0. 16	同上	同上	同上	同上	189 項	30	3	A	E	平 30. 10. 1	令 3. 1. 1 ※2	令 3. 1. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※3	2. 03	0. 16	同上	同上	同上	同上	189 項
	4	B		令 3. 10. 1	令 9. 9. 1	令 3. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項		4	B		令 3. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上	190 項	
	5	L			令 9. 9. 1	令 4. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項		5	L			令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上	193 項	
	6					令 4. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項		6			令 4. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※6	同上	同上	同上	同上	同上	196 項	
	7			令 4. 10. 1	令 9. 9. 1 ※2	令 4. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	－		7				令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	－
注 1～10（略）														注 1～10（略）															
11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。														(新設)															
12 ※8 は、輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。														(新設)															
7-58-8 従前規定の適用④														7-58-8 従前規定の適用④															
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1. 7t を超え 2. 5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、 令和 9 年 8 月 31 日 以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。														ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1. 7t を超え 2. 5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、 令和 8 年 9 月 30 日 以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。															
ただし、7-58-1（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。														ただし、7-58-1（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。															
この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。														この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。															
適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1. 7t を超えて 2. 5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）														適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1. 7t を超えて 2. 5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）															
区分					7-58-1（1）②ウ関係									7-58-1（1）②ウ関係										適用関係告示根拠					
規制年	識別記号	適用時期			測定モーﾄﾞ（単位）	モーﾄﾞ規制値						備考		測定モーﾄﾞ（単位）	モーﾄﾞ規制値						備考								
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	CO				HC	NOx	PM	SPN											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
30	3	A	F	令 1. 10. 1	令 4. 1. 1 ※2	令 1. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※3	4. 48	0. 23	0. 11	同上	同上	同上	189 項	30	3	A	F	令 1. 10. 1	令 4. 1. 1 ※2	令 4. 1. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※3	4. 48	0. 23	0. 11	同上	同上	同上	189 項
	4	B		令 3. 10. 1	令 9. 9. 1	令 3. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項		4	B		令 3. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
	5	L			令 9. 9. 1	令 4. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項		5	L			令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
	6					令 4. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項		6			令 4. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
	7			令 4. 10. 1	令 9. 9. 1 ※2	令 4. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	－		7				令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	－
注 1～10（略）														注 1～10（略）															
11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。														(新設)															
12 ※8 は、輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。														(新設)															
7-58-9 従前規定の適用⑤														7-58-9 従前規定の適用⑤															
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2. 5t を超え 3. 5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、 令和 9 年 8 月 31 日 以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。														ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2. 5t を超え 3. 5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、 令和 8 年 9 月 30 日 以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。															

新

ただし、7-58-1（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分						7-58-1（1）②ウ関係									
規制年	識別記号	適用時期				測定モード（単位）	モード規制値						適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
30	3A 4B 5L 6 7	F	令1.10.1	令4.1.1※1	令1.10.1※6		WLTC モード（g/km）※2	4.48	0.23	0.11	同上	同上	同上	189 項	
			令3.10.1	令9.9.1	令3.10.1※6		WLTC モード（g/km）※3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項	
			令4.10.1	令9.9.1	令4.10.1※6		WLTC モード（g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項	
			令4.10.1	令9.9.1	令4.10.1※6		WLTC モード（g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項	
			令6.10.1	令9.9.1※2	令6.10.1		WLTC モード（g/km）	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	－	
			なし						令4.1.1	WLTC モード（g/km）※2	同上	同上	同上	同上	なし
	令3.10.1	WLTC モード（g/km）※3				同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
	令4.10.1	WLTC モード（g/km）※4				同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
	令4.10.1	WLTC モード（g/km）※5				同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
	令9.9.1	WLTC モード（g/km）				同上			同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	－	
	注1～8（略）														
	9 ※6 は、輸入自動車特別取扱自動車であつて表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であつて同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、前動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。														

旧

ただし、7-58-1（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分						7-58-1（1）②ウ関係									
規制年	識別記号	適用時期				測定モード（単位）	モード規制値						適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
30	3A 4B 5L 6 7	F	令1.10.1	令4.1.1※1	令4.1.1		WLTC モード（g/km）※2	4.48	0.23	0.11	同上	同上	同上	189 項	
			令3.10.1	令8.10.1	令8.10.1		WLTC モード（g/km）※3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項	
			令4.10.1	令8.10.1	令8.10.1		WLTC モード（g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項	
			令4.10.1	令8.10.1	令8.10.1		WLTC モード（g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項	
			令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1		WLTC モード（g/km）	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	－	
			なし						令4.1.1	WLTC モード（g/km）※2	同上	同上	同上	同上	なし
	令8.10.1	WLTC モード（g/km）※3				同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
	令8.10.1	WLTC モード（g/km）※4				同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
	令8.10.1	WLTC モード（g/km）※5				同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
	令8.10.1	WLTC モード（g/km）				同上			同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	－	
	注1～8（略）														
	（新設）														

7-58-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和9年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、令和6年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1（1）①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

区分						7-58-1（1）①関係								
規制年	識別記号	適用時期				測定モード（単位）	モード規制値						適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	L A A M B G	令6.10.1	令9.9.1※1	令6.10.1※2		同上	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	－	

7-58-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和8年9月30日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、令和6年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1（1）①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

区分						7-58-1（1）①関係								
規制年	識別記号	適用時期				測定モード（単位）	モード規制値						適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	L A A M B G	令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1		同上	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	－	

新														旧													
		Q R	L													Q R	L										
		なし					令 9.9.1	同上		同上	同上	同上	同上			なし											—
注 1～4（略）														注 1～4（略）													
5 ※1 は、 <u>出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日により 規制年を判断することを示す。</u>														<u>(新設)</u>													
6 ※2 は、 <u>指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。</u>														<u>(新設)</u>													
7-58-11 従前規定の適用⑦														7-58-11 従前規定の適用⑦													
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、 <u>令和 9 年 8 月 31 日</u> 以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。														ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、 <u>令和 8 年 9 月 30 日</u> 以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。													
ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。														ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前動機を有する自動車以外のものには適用しない。													
この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。														この場合において、令和 5 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。													
適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）														適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）													
区分						7-58-1 (1) ②エ関係								区分						7-58-1 (1) ②エ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] （単位）	モード [*] 規制値						適用関係告示根拠		規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] （単位）	モード [*] 規制値						適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考					新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
なし	なし	昭 50.3.31 以前	昭 50.11.30 以前	昭 51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし		なし	なし	昭 50.3.31 以前	昭 50.11.30 以前	昭 51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし	
30	3	A	D		WLTC モード [*] （g/km）※3	7.06	0.16	同上	同上	同上	同上	189 項		30	3	A	D		WLTC モード [*] （g/km）※3	7.06	0.16	同上	同上	同上	同上	189 項	
	4	B	Y												4	B	Y										
	5	L													5	L											
	6														6												
	7														7												
					WLTC モード [*] （g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項							WLTC モード [*] （g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項	
					WLTC モード [*] （g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項							WLTC モード [*] （g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	194 項	
					WLTC モード [*] （g/km）※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項							WLTC モード [*] （g/km）※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項	
					WLTC モード [*] （g/km）	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	—							WLTC モード [*] （g/km）	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	—	
注 1～10（略）														注 1～10（略）													
11 ※7 は、 <u>指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。</u>														<u>(新設)</u>													
12 ※8 は、 <u>輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。</u>														<u>(新設)</u>													
7-58-12（略）														7-58-12（略）													
7-58-13 従前規定の適用⑨														7-58-13 従前規定の適用⑨													
軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であつて、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。														軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であつて、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。													
また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。														また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。													
〔適用表⑨-1〕														〔適用表⑨-1〕													
(1) ～ (2)（略）														(1) ～ (2)（略）													
〔適用表⑨-2〕														〔適用表⑨-2〕													
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値														(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値													
適用表⑨-1（略）														適用表⑨-1（略）													

新

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値						適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
30	34567	CDA MD7	平 30.10.1	令 3.1.1 ※1	平 30.10.1 ※7	WLTC モード [*] (g/km) ※2	0.88	0.037	0.23	0.009	同上		189 項
			令 3.10.1	令 8.9.1	令 3.10.1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
			令 4.10.1	令 8.9.1	令 4.10.1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
			令 4.10.1	令 8.9.1	令 4.10.1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
			令 5.10.1	令 8.9.1 ※1	令 5.10.1 ※7	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	10.8×10 ¹¹		204 項
			令 6.10.1	令 9.9.1 ※1	令 6.10.1 ※7	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		—

注 1～10 (略)

11 [※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。](#)

12 [※8 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。](#)

旧

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値						適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
30	34567	CDA MD7	平 30.10.1	令 3.1.1 ※1	令 3.1.1	WLTC モード [*] (g/km) ※2	0.88	0.037	0.23	0.009	同上		189 項
			令 3.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
			令 4.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
			令 4.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
			令 5.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	10.8×10 ¹¹		204 項
			令 6.10.1	令 8.10.1	令 8.10.1	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		—

注 1～10 (略)

[\(新設\)](#)

[\(新設\)](#)

7-58-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑩-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値						適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
30	34567	CDA MD7	平 30.10.1	令 3.1.1 ※1	平 30.10.1 ※7	WLTC モード [*] (g/km) ※2	0.88	0.037	0.23	0.009	同上		189 項
			令 3.10.1	令 8.9.1	令 3.10.1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
			令 4.10.1	令 8.9.1	令 4.10.1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
			令 4.10.1	令 8.9.1	令 4.10.1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項

7-58-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑩-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1 (略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

区分					7-58-1 (1) ④ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値						適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
30	34567	CDA MD7	平 30.10.1	令 3.1.1 ※1	令 3.1.1	WLTC モード [*] (g/km) ※2	0.88	0.037	0.23	0.009	同上		189 項
			令 3.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
			令 4.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
			令 4.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項

新													旧												
				令 5. 10. 1	令 8. 9. 1 ※1	令 5. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※6	同上	同上	同上	同上	10. 8×10 ¹¹		204 項											
				令 6. 10. 1	令 9. 9. 1 ※1	令 6. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）	同上	同上	同上	同上	同上		－											
注 1～10（略）																									
11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。																									
12 ※8 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。																									

7-58-15 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする車両総重量が 1. 7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1) ～ (2)（略）

〔適用表⑩-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1（略）

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1. 7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分													7-58-1 (1) ④イ関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モーﾄﾞ（単位）	モーﾄﾞ規制値						適用関係告示根拠										
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)										
30	3 C E 4 D 5 M 6 7	平 30. 10. 1	令 3. 1. 1 ※1	平 30. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※2	0. 88	0. 037	0. 23	0. 009	同上		189 項										
		令 3. 10. 1	令 8. 9. 1	令 3. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項										
		令 4. 10. 1	令 8. 9. 1	令 4. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項										
		令 4. 10. 1	令 8. 9. 1	令 4. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項										
		令 5. 10. 1	令 8. 9. 1 ※1	令 5. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※6	同上	同上	同上	同上	10. 8×10 ¹¹		204 項										
		令 6. 10. 1	令 9. 9. 1 ※1	令 6. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）	同上	同上	同上	同上	同上		－										

注 1～10（略）

11

※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。

12

※8 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。

7-58-16 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1. 7t を超え 2. 5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

区分													7-58-1 (1) ④イ関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モーﾄﾞ（単位）	モーﾄﾞ規制値						適用関係告示根拠										
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)										
30	3 C E 4 D 5 M 6 7	平 30. 10. 1	令 3. 1. 1 ※1	令 3. 1. 1 ※1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※2	0. 88	0. 037	0. 23	0. 009	同上		189 項										
		令 3. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項										
		令 4. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項										
		令 4. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項										
		令 5. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※6	同上	同上	同上	同上	10. 8×10 ¹¹		204 項										
		令 6. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）	同上	同上	同上	同上	同上		－										

注 1～10（略）

(新設)

(新設)

7-58-16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1. 7t を超え 2. 5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

新

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑫-1〕
(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑫-2〕
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1 (略)

適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
30	3 : C : F 4 : D 5 : M 6 7	令 1. 10. 1	令 4. 1. 1 ※1	令 1. 10. 1 ※7	WLTC モード [*] (g/km) ※2	0. 88	0. 037	0. 36	0. 013	同上		189 項
		令 3. 10. 1	令 8. 9. 1	令 3. 10. 1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
		令 4. 10. 1	令 8. 9. 1	令 4. 10. 1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
		令 4. 10. 1	令 8. 9. 1	令 4. 10. 1 ※8	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
		令 5. 10. 1	令 8. 9. 1 ※1	令 5. 10. 1 ※7	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	11. 1×10 ¹¹		204 項
		令 6. 10. 1	令 9. 9. 1 ※1	令 6. 10. 1 ※7	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		－

注 1～10 (略)

11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。

12 ※8 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。

旧

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑫-1〕
(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑫-2〕
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1 (略)

適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
30	3 : C : F 4 : D 5 : M 6 7	令 1. 10. 1	令 4. 1. 1 ※1	令 4. 1. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※2	0. 88	0. 037	0. 36	0. 013	同上		189 項
		令 3. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
		令 4. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
		令 4. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
		令 5. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	11. 1×10 ¹¹		204 項
		令 6. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		－

注 1～10 (略)

(新設)

(新設)

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕
(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑬-2〕
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
30	3 : C : F 4 : D	令 1. 10. 1	令 4. 1. 1 ※1	令 1. 10. 1 ※7	WLTC モード [*] (g/km) ※2	0. 88	0. 037	0. 36	0. 013	同上		189 項

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕
(1) ～ (2) (略)

〔適用表⑬-2〕
(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値						適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
30	3 : C : F 4 : D	令 1. 10. 1	令 4. 1. 1 ※1	令 4. 1. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※2	0. 88	0. 037	0. 36	0. 013	同上		189 項

新														旧													
	5 6 7	M	令 3. 10. 1	令 8. 9. 1	令 3. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項		5 6 7	M	令 3. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
			令 4. 10. 1	令 8. 9. 1	令 4. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項				令 4. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
			令 4. 10. 1	令 8. 9. 1	令 4. 10. 1 ※8	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項				令 4. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
			令 5. 10. 1	令 8. 9. 1 ※1	令 5. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※6	同上	同上	同上	同上	同上	11. 1×10 ¹¹	204 項				令 5. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）※6	同上	同上	同上	同上	11. 1×10 ¹¹	204 項	
			令 6. 10. 1	令 9. 9. 1 ※1	令 6. 10. 1 ※7	WLTC モーﾄﾞ（g/km）	同上	同上	同上	同上	同上		－				令 6. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モーﾄﾞ（g/km）	同上	同上	同上	同上	同上		－
注 1～10（略）														注 1～10（略）													
11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。														(新設)													
12 ※8 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。														(新設)													
7-58-18 従前規定の適用⑭														7-58-18 従前規定の適用⑭													
次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。														次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。													
①（略）														①（略）													
② ①以降のものであって、 令和 9 年 8 月 31 日 以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和 5 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。														② ①以降のものであって、 令和 8 年 9 月 30 日 以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和 5 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。													
③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が 令和 9 年 8 月 31 日 以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。														③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が 令和 8 年 9 月 30 日 以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。													
④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が 令和 9 年 8 月 31 日 以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。														④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が 令和 8 年 9 月 30 日 以前のものについては、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。													
〔適用表⑭-1〕														〔適用表⑭-1〕													
(1) ～ (2)（略）														(1) ～ (2)（略）													
〔適用表⑭-2〕														〔適用表⑭-2〕													
(3) 7-58-1 (1) ③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値														(3) 7-58-1 (1) ③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値													
適用表⑭-1（略）														適用表⑭-1（略）													
適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が 3. 5t を超える自動車（乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。）														適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が 3. 5t を超える自動車（乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。）													
規制年	識別記号	区分				7-58-1 (1) ③関係								測定モーﾄﾞ（単位）	モーﾄﾞ規制値						適用関係告示根拠						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車	CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考																
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)														
28	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)														
	2	C D J K N P Q R S T M	令 5. 10. 1	令 9. 9. 1 ※3	令 5. 10. 1 ※4	WHDC:WHTC ホットモーﾄﾞ×0. 86+WHTC コールドモーﾄﾞ×0. 14 及び WHSC モーﾄﾞ（g/kWh）	同上	同上	同上	同上	10. 4×10 ¹¹ ※1	11. 1×10 ¹¹ ※2	－	WHDC:WHTC ホットモーﾄﾞ×0. 86+WHTC コールドモーﾄﾞ×0. 14 及び WHSC モーﾄﾞ（g/kWh）	同上	同上	同上	同上	同上	同上	10. 4×10 ¹¹ ※1	11. 1×10 ¹¹ ※2	－				
	なし				令 9. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上		－											－			
注 1～8（略）														注 1～8（略）													
9 ※3 は、 <u>出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日より規制年を判断することを示す。</u>														(新設)													

新	旧
10 ※4 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。 7-58-19～7-58-30（略） 7-59～7-64（略）	(新設) 7-58-19～7-58-30（略） 7-59～7-64（略）

新	旧
7-65 走行用前照灯 7-65-1～7-65-2 (略) 7-65-3 取付要件 (視認等による審査) (1) ～ (2) (略) (3) 大型特殊自動車に備える走行用前照灯にあつては、当該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあつては、運行の用に供する場合に走行用前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 120 条第 20 項関係) 7-65-4～7-65-11 (略) 7-66～7-76 (略) 7-77 前部反射器 7-77-1～7-77-5 (略) 7-77-6 従前規定の適用② 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 34 条第 1 項、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号関係) 7-77-6-1～7-77-6-2 (略) 7-77-6-3 取付要件 (1) ～ (2) (略) (3) 大型特殊自動車に備える前部反射器にあつては、7-77-2 及び 7-77-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当該反射器が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあつては、運行の用に供する場合に前部反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 125 条第 5 項関係) 7-78 (略) 7-79 側方反射器 7-79-1～7-79-6 (略) 7-79-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号及び第 4 号関係) 7-79-7-1～7-79-7-2 (略) 7-79-7-3 取付要件 (1) ～ (2) (略) (3) 大型特殊自動車に備える側方反射器にあつては、7-79-2 及び 7-79-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当	7-65 走行用前照灯 7-65-1～7-65-2 (略) 7-65-3 取付要件 (視認等による審査) (1) ～ (2) (略) (3) 大型特殊自動車に備える走行用前照灯にあつては、当該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあつては、運行の用に供する場合に走行用前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。(保安基準細目告示第 120 条第 20 項関係) 7-65-4～7-65-11 (略) 7-66～7-76 (略) 7-77 前部反射器 7-77-1～7-77-5 (略) 7-77-6 従前規定の適用② 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 34 条第 1 項、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号関係) 7-77-6-1～7-77-6-2 (略) 7-77-6-3 取付要件 (1) ～ (2) (略) (3) 大型特殊自動車に備える前部反射器にあつては、7-77-2 及び 7-77-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあつては、運行の用に供する場合に前部反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 125 条第 5 項関係) 7-78 (略) 7-79 側方反射器 7-79-1～7-79-6 (略) 7-79-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号及び第 4 号関係) 7-79-7-1～7-79-7-2 (略) 7-79-7-3 取付要件 (1) ～ (2) (略) (3) 大型特殊自動車に備える側方反射器にあつては、7-79-2 及び 7-79-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当

新	旧
該<u>反射器</u>が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するもの に限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 126 条第 9 項関係) 7-79-8 (略) 7-80～7-84 (略) 7-85 後部反射器 7-85-1～7-85-4 (略) 7-85-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの であればよい。(適用関係告示第 41 条第 3 項第 1 号関係) 7-85-5-1～7-85-5-2 (略) 7-85-5-3 取付要件 (1) ～ (2) (略) (3) 大型特殊自動車に備える後部反射器にあっては、7-85-2 及び 7-85-3 に規定された取 付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当 該<u>反射器</u>が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに 限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 132 条第 5 項関係) 7-85-6 従前規定の適用② 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの であればよい。(適用関係告示第 41 条第 1 項、第 2 項、第 3 項第 2 号及び第 3 号関係) 7-85-6-1～7-85-6-2 (略) 7-85-6-3 取付要件 (1) ～ (2) (略) (3) 大型特殊自動車に備える後部反射器にあっては、7-85-2 及び 7-85-3 に規定された取 付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当 該<u>反射器</u>が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに 限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 132 条第 5 項関係) 7-85-7 従前規定の適用③ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関 係告示第 41 条第 8 項関係) ①～② (略) 7-85-7-1～7-85-7-2 (略) 7-85-7-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、	該<u>灯火</u>が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限 り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 126 条第 9 項関係) 7-79-8 (略) 7-80～7-84 (略) 7-85 後部反射器 7-85-1～7-85-4 (略) 7-85-5 従前規定の適用① 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの であればよい。(適用関係告示第 41 条第 3 項第 1 号関係) 7-85-5-1～7-85-5-2 (略) 7-85-5-3 取付要件 (1) ～ (2) (略) (3) 大型特殊自動車に備える後部反射器にあっては、7-85-2 及び 7-85-3 に規定された取 付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当 該<u>灯火</u>が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限 り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 132 条第 5 項関係) 7-85-6 従前規定の適用② 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの であればよい。(適用関係告示第 41 条第 1 項、第 2 項、第 3 項第 2 号及び第 3 号関係) 7-85-6-1～7-85-6-2 (略) 7-85-6-3 取付要件 (1) ～ (2) (略) (3) 大型特殊自動車に備える後部反射器にあっては、7-85-2 及び 7-85-3 に規定された取 付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当 該<u>灯火</u>が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限 り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 132 条第 5 項関係) 7-85-7 従前規定の適用③ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関 係告示第 41 条第 7 項関係) ①～② (略) 7-85-7-1～7-85-7-2 (略) 7-85-7-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、

新	旧
視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～③（略） ④ 7-85-3（1）<u>⑨</u>に同じ。 ⑤ 7-85-3（1）<u>⑩</u>に同じ。 （2）（略） 7-86（略） 7-87 再帰反射材 7-87-1～7-87-5（略） 7-87-6 従前規定の適用② 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 41 条の 3 第 3 項関係） 7-87-6-1～7-87-6-2（略） 7-87-6-3 取付要件（視認等による審査） （1）～（2）（略） （3）大型特殊自動車に備える再帰反射材にあつては、7-87-2 及び 7-87-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当該<u>反射材</u>が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限る、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあつては、運行の用に供する場合に再帰反射材の取付けが必要である旨を表示していればよい。（細目告示第 133 条の 2 第 5 項関係） 7-88～7-100（略） 7-101 盗難発生警報装置 7-101-1（略） 7-101-2 性能要件（書面等による審査） （1）専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R163-00-<u>S3</u> の 10. から 12. <u>まで</u>（同規則の附則 7 に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 43 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 67 条関係、細目告示第 145 条第 1 項関係）	視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～③（略） ④ 7-85-3（1）<u>⑥</u>に同じ。 ⑤ 7-85-3（1）<u>⑦</u>に同じ。 （2）（略） 7-86（略） 7-87 再帰反射材 7-87-1～7-87-5（略） 7-87-6 従前規定の適用② 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 41 条の 3 第 3 項関係） 7-87-6-1～7-87-6-2（略） 7-87-6-3 取付要件（視認等による審査） （1）～（2）（略） （3）大型特殊自動車に備える再帰反射材にあつては、7-87-2 及び 7-87-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当該<u>灯火</u>が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するもの限り、脱着式とすることができる。 ただし、ステッカー等で表示する場合にあつては、運行の用に供する場合に再帰反射材の取付けが必要である旨を表示していればよい。（細目告示第 133 条の 2 第 5 項関係） 7-88～7-100（略） 7-101 盗難発生警報装置 7-101-1（略） 7-101-2 性能要件（書面等による審査） （1）専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R163-00-<u>S2</u> の 10. から 12.（同規則の附則 7 に係る部分を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 43 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 67 条関係、細目告示第 145 条第 1 項関係）

新	旧
(2) (略) 7-101-3 (略) 7-101-4 適用関係の整理 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車については、7-101-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条第 4 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの 7-101-5 (略) 7-101-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 51 条第 4 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>以前のもの 7-101-6-1～7-101-6-2 (略) 7-102～7-103 (略) 7-104 事故自動緊急通報装置 7-104-1～7-104-3 (略) 7-104-4 適用関係の整理 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車については、7-104-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条の 4 第 3 項関係） ① (略) ② 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略)	(2) (略) 7-101-3 (略) 7-101-4 適用関係の整理 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車については、7-101-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条第 4 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの 7-101-5 (略) 7-101-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 51 条第 4 項関係） ① (略) ② 令和 6 年 1 月 1 日から<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 4 月 30 日</u>以前のもの 7-101-6-1～7-101-6-2 (略) 7-102～7-103 (略) 7-104 事故自動緊急通報装置 7-104-1～7-104-3 (略) 7-104-4 適用関係の整理 (1) (略) (2) 次に掲げる自動車については、7-104-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条の 4 第 3 項関係） ① (略) ② 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略)

新	旧
<u>イ 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの</u> <u>ウ</u> (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの 7-104-5 (略) 7-104-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第51条の4第3項関係） ① (略) ② 令和4年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) <u>イ 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの</u> <u>ウ</u> (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの 7-104-6-1～7-104-6-2 (略) 7-105 (略) 7-105の2 車両後退通報装置 7-105の2-1～7-105の2-3 (略) 7-105の2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。（適用関係告示第51条の6関係） ① (略)	<u>(新設)</u> <u>イ</u> (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日 <u>(輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日)</u> 以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日 <u>(輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日)</u> 以前のもの 7-104-5 (略) 7-104-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第51条の4第3項関係） ① (略) ② 令和4年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略) <u>(新設)</u> <u>イ</u> (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日 <u>(輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日)</u> 以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日 <u>(輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日)</u> 以前のもの 7-104-6-1～7-104-6-2 (略) 7-105 (略) 7-105の2 車両後退通報装置 7-105の2-1～7-105の2-3 (略) 7-105の2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。（適用関係告示第51条の6関係） ① (略)

新	旧
② 令和 7 年 1 月 19 日から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 19 日から<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）までに製作された自動車で、次に掲げるものア～ウ（略） ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録された保安基準適用年月日が<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（輸入自動車は<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）以前のもの 7-106～7-107（略） 7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略） ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-<u>S5</u> の 15. 2. 1. 7. を満たす場合に限る。） 7-108-2 性能要件 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号関係） 7-108-2-1 視認等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡（運転者が直接視認することができるものに限る。）若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。 この場合において、鏡を用いることができるのは、UN R158-00-<u>S5</u> の 15. 2. 1. 7. を満たす場合に限るものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係） ①～②（略） (2)（略） 7-108-2-2 書面等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-<u>S5</u> の 15. 2. （15. 2. 1. 1. を除く。）又は 15. 3. に適合するものでなければならない。 この場合において、検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-<u>S5</u> の附則 10 の 1. 4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係）	② 令和 7 年 1 月 19 日から<u>令和 9 年 1 月 18 日</u>（輸入自動車にあっては令和 8 年 1 月 19 日から<u>令和 10 年 1 月 18 日</u>）までに製作された自動車で、次に掲げるものア～ウ（略） ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録された保安基準適用年月日が<u>令和 9 年 1 月 18 日</u>（輸入自動車は<u>令和 10 年 1 月 18 日</u>）以前のもの 7-106～7-107（略） 7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③（略） ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-<u>S4</u> の 15. 2. 1. 7. を満たす場合に限る。） 7-108-2 性能要件 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号関係） 7-108-2-1 視認等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡（運転者が直接視認することができるものに限る。）若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。 この場合において、鏡を用いることができるのは、UN R158-00-<u>S4</u> の 15. 2. 1. 7. を満たす場合に限るものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係） ①～②（略） (2)（略） 7-108-2-2 書面等による審査 (1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-<u>S4</u> の 15. 2. （15. 2. 1. 1. を除く。）又は 15. 3. に適合するものでなければならない。 この場合において、検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-<u>S4</u> の附則 10 の 1. 4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係）

新	旧
①～②（略） (2) ～ (3)（略） 7-108-3～7-108-5（略） 7-109（略） 7-110 速度計等 7-110-1 装備要件 (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、<u>取付位置、精度等</u>に関し、7-110-2 <u>(1)</u> の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係） (2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認<u>でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がない</u>ものとして、表示、取付位置、<u>精度等</u>に関し、7-110-2 <u>(3)</u> の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係） 7-110-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置、<u>精度等</u>に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>次の基準に適合する</u>ものでなければならない。（細目告示第 148 条第 3 項関係） ① 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に<u>備えられていること。</u> ② 走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては <u>1 の位から 1 万の位の 5 桁</u>）以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕（略） ③ <u>走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差のないものであること。</u> <u>この場合において、9-11 により審査した際に適合する自動車はこの基準に適合するものとする。</u> (4)（略） 7-110-3（略） 7-110-4 適用関係の整理	①～②（略） (2) ～ (3)（略） 7-108-3～7-108-5（略） 7-109（略） 7-110 速度計等 7-110-1 装備要件 (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、<u>著しい誤差がないものとして取付位置、精度等</u>に関し、7-110-2 の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係） (2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認<u>できる</u>ものとして、表示、取付位置等に関し、7-110-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係） 7-110-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できる</u>ものでなければならない。 <u>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。</u>（細目告示第 148 条第 3 項関係） ① 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に<u>備えること。</u> ② 走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては 5 桁）以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあつては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕（略） <u>(新設)</u> (4)（略） 7-110-3（略） 7-110-4 適用関係の整理

新	旧
(1) (略) (2) 次に掲げる自動車については、7-110-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 54 条第 4 項<u>関係</u>） ① (略) ② 平成 29 年 9 月 1 日 <u>から令和 12 年 8 月 31 日まで</u>に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-110-5 (略) 7-110-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 4 項<u>関係</u>） ① (略) ② 平成 29 年 9 月 1 日 <u>から令和 12 年 8 月 31 日まで</u>に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> 7-110-6-1～7-110-6-2 (略) 7-110 の 2～7-113 (略) 7-114 運行記録計 7-114-1 (略) 7-114-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 151 条第 1 項関係） ①～② (略) (2) (略) 7-114-3～7-114-5 (略) 7-115 速度表示装置 7-115-1 (略) 7-115-2 性能要件（視認等による審査）	(1) (略) (2) 次に掲げる自動車については、7-110-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 54 条第 4 項） ① (略) ② 平成 29 年 9 月 1 日 <u>以降</u>に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 7-110-5 (略) 7-110-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 54 条第 4 項） ① (略) ② 平成 29 年 9 月 1 日 <u>以降</u>に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 7-110-6-1～7-110-6-2 (略) 7-110 の 2～7-113 (略) 7-114 運行記録計 7-114-1 (略) 7-114-2 性能要件（視認等による審査） (1) 7-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、<u>著</u>しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 151 条第 1 項関係） ①～② (略) (2) (略) 7-114-3～7-114-5 (略) 7-115 速度表示装置 7-115-1 (略) 7-115-2 性能要件（視認等による審査）

新	旧
速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 152 条第 1 項関係） ①～⑥ 7-115-3～7-115-5（略） 7-116～7-125（略） 第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-8（略） 8-9 原動機及び動力伝達装置 8-9-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 自動車（次に掲げる自動車を除く。）は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。 この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項第 2 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係） ①～⑥（略） <u>⑦ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、異なる型式の原動機に変更したもの</u> <u>⑧ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、燃料の種類を変更したもの</u> <u>⑨ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、その構造等の変更により細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の 5.1.1. から 5.1.3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの</u> (4)（略） 8-9-2～8-9-3（略） 8-9-4 適用関係の整理 (1) ～ (3)（略） (4) 次に掲げる自動車にあっては、8-9-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 4 条第 16 項関係） ① 令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>）から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二	速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、<u>著</u>しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 152 条第 1 項関係） ①～⑥ 7-115-3～7-115-5（略） 7-116～7-125（略） 第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車） 8-1～8-8（略） 8-9 原動機及び動力伝達装置 8-9-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 自動車（次に掲げる自動車を除く。）は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。 この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項第 2 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係） ①～⑥（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> (4)（略） 8-9-2～8-9-3（略） 8-9-4 適用関係の整理 (1) ～ (3)（略） (4) 次に掲げる自動車にあっては、8-9-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 4 条第 16 項関係） ① 令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>）以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>）から<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>（輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和</u>

新	旧
輪自動車にあっては<u>令和 12 年 8 月 31 日</u>）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前のもの ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの（次に掲げるものに限る。）</u> ア <u>車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</u> イ <u>車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車</u>	<u>11 年 9 月 30 日</u>）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>以前のもの（<u>新設</u>）
8-9-5～8-9-7（略） 8-9-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 4 条第 16 項関係） ① 令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>）から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 12 年 8 月 31 日</u>）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 8 月 31 日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機	8-9-5～8-9-7（略） 8-9-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 4 条第 16 項関係） ① 令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>）以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>）から<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>（輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 11 年 9 月 30 日</u>）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 6 年 9 月 30 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和 6 年 10 月 1 日（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和 6 年 9 月 30 日</u>（輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 30 日</u>）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電

新	旧
の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの（次に掲げるものに限る。） ア 車両総重量が5tを超え、幅が2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車 イ 車両総重量が12tを超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車 8-9-8-1（略） 8-10～8-12（略） 8-13 かじ取装置 8-13-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項関係） ① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第169条第1項第1号関係） ア～コ（略） サ <u>運行補助機能のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するものを有するかじ取装置</u>を備える自動車にあつては、当該機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの ②（略） (2)～(3)（略） 8-13-2～8-13-3（略） 8-13-4 適用関係の整理 (1)～(9)（略） (10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、8-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第15項関係） ①～④（略） ⑤ UN R79-04-<u>S7</u>の5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車 <u>[UN R171の適用除外]</u> <u>(11) 次の自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）については、8-13-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第16項関係）</u> ① <u>令和11年8月31日以前に製作された自動車</u>	源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの <u>（新設）</u> 8-9-8-1（略） 8-10～8-12（略） 8-13 かじ取装置 8-13-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項関係） ① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第169条第1項第1号関係） ア～コ（略） サ <u>UN R79に定める自動命令型操舵機能</u>を備える自動車にあつては、当該機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの ②（略） (2)～(3)（略） 8-13-2～8-13-3（略） 8-13-4 適用関係の整理 (1)～(9)（略） (10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、8-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第7条第15項関係） ①～④（略） ⑤ UN R79-04-<u>S5</u>の5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車 <u>（新設）</u>

新	旧
② <u>令和 11 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 13 年 8 月 31 日以前のもの</u> 8-13-5～8-13-14（略） <u>[UN R171 の適用除外]</u> 8-13-15 従前規定の適用⑪ <u>次に掲げる自動車（運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 7 条第 16 項関係）</u> ① <u>令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 11 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ <u>令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 13 年 8 月 31 日以前のもの</u> 8-13-15-1 性能要件（視認等による審査） <u>(1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> ① <u>自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</u> ア <u>8-13-1 (1) アに同じ。</u> イ <u>8-13-1 (1) イに同じ。</u> ウ <u>8-13-1 (1) ウに同じ。</u> エ <u>8-13-1 (1) エに同じ。</u> オ <u>8-13-1 (1) オに同じ。</u> カ <u>8-13-1 (1) カに同じ。</u>	8-13-5～8-13-14（略） <u>（新設）</u>

新	旧
<u>キ 8-13-1 (1) キに同じ。</u> <u>ク 8-13-1 (1) クに同じ。</u> <u>ケ 8-13-1 (1) ケに同じ。</u> <u>コ 8-13-1 (1) コに同じ。</u> <u>サ UNR79 に定める自動命令型操舵機能を備える自動車にあっては、当該機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの</u> <u>② 8-13-1 (1) ②に同じ。</u> <u>(2) 8-13-1 (2) に同じ。</u> 8-14～8-14 の 2 (略) 8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1～8-15-3 (略) 8-15-4 適用関係の整理 第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (12) (略) (13) 次に掲げる自動車については、8-15-17 (従前規定の適用⑬) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 65 項) ① (略) ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに<u>製作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ (略) 8-15-5～8-15-17 (略) 8-16 乗用車の制動装置 8-16-1～8-16-3 (略) 8-16-4 適用関係の整理 第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (10) (略) (11) 次に掲げる自動車については、8-16-15 (従前規定の適用⑪) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 66 項関係) ① (略) ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに<u>製作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ (略) 8-16-5～8-16-15 (略) 8-17～8-25 (略) 8-26 電気装置	8-14～8-14 の 2 (略) 8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1～8-15-3 (略) 8-15-4 適用関係の整理 第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (12) (略) (13) 次に掲げる自動車については、8-15-17 (従前規定の適用⑬) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 65 項) ① (略) ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに<u>制作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ (略) 8-15-5～8-15-17 (略) 8-16 乗用車の制動装置 8-16-1～8-16-3 (略) 8-16-4 適用関係の整理 第 8 章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ～ (10) (略) (11) 次に掲げる自動車については、8-16-15 (従前規定の適用⑪) の規定を適用する。(適用関係告示第 9 条第 66 項関係) ① (略) ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに<u>制作</u>された自動車であって、次に掲げるもの ア～ウ (略) ③ (略) 8-16-5～8-16-15 (略) 8-17～8-25 (略) 8-26 電気装置

新	旧
8-26-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は電気パワートレイン<u>若しくは</u> e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ない構造でなければならない。 この場合において、電気装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 177 条第 6 項関係） (5) 自動車に備える原動機用蓄電池<u>又は</u>充電系連結システムは、次に掲げる場合において、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。 <u>なお、指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 177 条第 5 項第 13 号、第 7 項）</u> ①～② (略) ③ <u>原動機用蓄電池が熱連鎖を起こしている場合</u> (6) (略) (7) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）は、熱連鎖により発生する煙が客室内に放出されない構造であること。</u> <u>なお、指定自動車に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 177 条第 5 項第 15 号、第 7 項）</u> 8-26-2～8-26-3 (略) 8-26-4 適用関係の整理 (1) ～ (16) (略) <u>(17) 次に掲げる自動車にあつては、8-26-21（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 41 項関係）</u> ① <u>令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、令和 8 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。）</u> ② <u>令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> ア <u>令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自</u>	8-26-1 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (3) (略) (4) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）又は電気パワートレイン<u>及び</u> e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ない構造でなければならない。 この場合において、電気装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 177 条第 6 項関係） (5) 自動車に備える原動機用蓄電池<u>及び</u>充電系連結システムは、次に掲げる場合において、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。 ①～② (略) <u>(新設)</u> (6) (略) <u>(新設)</u> 8-26-2～8-26-3 (略) 8-26-4 適用関係の整理 (1) ～ (16) (略) <u>(新設)</u>

新	旧
<u>自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの</u> ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 9 年 8 月 31 日以前のもの <u>(18) 次に掲げる自動車にあつては、8-26-22（従前規定の適用⑱）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 45 項関係）</u> ① 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、令和 9 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。） ② 令和 9 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの 8-26-5～8-26-20（略） 8-26-21 従前規定の適用⑰ <u>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 41 項関係）</u> ① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、令和 8 年 9 月 1 日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。） ② 令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの	<u>(新設)</u> 8-26-5～8-26-20（略） 8-26-21 従前規定の適用⑰ <u>7-26-21 の規定を適用する。</u>

新	旧
<u>に掲げるもの</u> <u>ア 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの</u> <u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u> <u>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 12 年 8 月 31 日以前のもの</u> 8-26-22-1 性能要件（視認等による審査） <u>(1) 8-26-1 (1) に同じ。</u> <u>(2) 8-26-1 (2) に同じ。</u> <u>(3) 8-26-1 (3) に同じ。</u> <u>(4) 8-26-1 (4) に同じ。</u> <u>(5) 8-26-21-1 (5) に同じ。</u> <u>(6) 8-26-1 (6) に同じ。</u> 8-27～8-43（略） 8-44 座席ベルト等 8-44-1 装備要件 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車 <u>（大型特殊自動車を除く。）</u>）を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔8-42-1 (1) アからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係） (2) ～ (3)（略） 8-44-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 8-44-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、8-44-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(4) 及び <u>(6)</u> の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係）	<u>（新設）</u> 8-27～8-43（略） 8-44 座席ベルト等 8-44-1 装備要件 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔8-42-1 (1) アからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係） (2) ～ (3)（略） 8-44-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2)（略） (3) 8-44-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）が、衝突等による衝撃を受けた場合において、8-44-1 (1) の規定の適用を受けない座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(4) 及び <u>(5)</u> の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係）

新	旧
(4) ～ (7) (略) 8-44-3～8-44-4 (略) 8-45～8-107 (略) 8-108 後退時車両直後確認装置 8-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 224 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③ (略) ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-<u>S5</u> の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。） 8-108-2～8-108-4 (略) 8-109 (略) 8-110 速度計等 8-110-1 装備要件 (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、<u>取付位置、精度等</u>に関し、8-110-2 <u>(1)</u> の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係） (2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認<u>でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がない</u>ものとして、表示、取付位置、<u>精度等</u>に関し、8-110-2 <u>(3)</u> の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係） 8-110-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2) (略) (3) 8-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置、<u>精度等</u>に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>次の基準に適合する</u>ものでなければならない。（細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係） ① 走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁（二輪自動車	(4) ～ (7) (略) 8-44-3～8-44-4 (略) 8-45～8-107 (略) 8-108 後退時車両直後確認装置 8-108-1 装備要件 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 224 条の 2 第 3 項第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係） ①～③ (略) ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-<u>S4</u> の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。） 8-108-2～8-108-4 (略) 8-109 (略) 8-110 速度計等 8-110-1 装備要件 (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、<u>著しい誤差がないものとして取付位置、精度等</u>に関し、8-110-2 の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係） (2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認<u>できる</u>ものとして、表示、取付位置等に関し、8-110-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係） 8-110-2 性能要件（視認等による審査） (1) ～ (2) (略) (3) 8-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できる</u>ものでなければならない。 <u>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。</u>（細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係） ① 走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁（二輪自動車

新	旧
及び側車付二輪自動車にあっては <u>1 の位から 1 万の位の</u> 5 桁) 以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあっては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕(略) <u>② 走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差のないものであること。</u> <u>この場合において、9-11 により審査した際に適合する自動車はこの基準に適合するものとする。</u> (4) (略) 8-110-3～8-110-4 (略) 8-110 の 2～8-113 (略) 8-114 運行記録計 8-114-1 (略) 8-114-2 性能要件（視認等による審査） (1) 8-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 229 条第 1 項関係) ① (略) (2) (略) 8-114-3～8-114-4 (略) 8-115 速度表示装置 8-115-1 (略) 8-115-2 性能要件（視認等による審査） 速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 230 条第 1 項関係) ① (略) 8-115-3～8-115-4 (略) 8-116～8-125 (略) 第 9 章～第 11 章 (略) 別表 1～別表 9 (略) 様式 1～様式 16 (略)	及び側車付二輪自動車にあっては 5 桁) 以上の整数値であること。 この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあっては相当する間隔を有していればよい。 〔表示の例〕(略) <u>(新設)</u> (4) (略) 8-110-3～8-110-4 (略) 8-110 の 2～8-113 (略) 8-114 運行記録計 8-114-1 (略) 8-114-2 性能要件（視認等による審査） (1) 8-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、<u>著</u>しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 229 条第 1 項関係) ① (略) (2) (略) 8-114-3～8-114-4 (略) 8-115 速度表示装置 8-115-1 (略) 8-115-2 性能要件（視認等による審査） 速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、<u>著</u>しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 230 条第 1 項関係) ① (略) 8-115-3～8-115-4 (略) 8-116～8-125 (略) 第 9 章～第 11 章 (略) 別表 1～別表 9 (略) 様式 1～様式 16 (略)

新	旧
別添 1～別添 2（略） 別添 3（4-14 関係） 並行輸入自動車審査要領 1. ～5.（略） 6. 書面審査 （1）～（2）（略） 6.1.（略） 6.2. 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1）） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 6.2.1.～6.2.2.（略） 6.2.3. 「車名」欄 （1）（略） （2）「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、車台の製作者が付与した車名を次のいずれかにより判定できる場合に限り、その車名を記載することができる。 ①（略） ② 打刻届出書が添付されている二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車名 ③～⑧（略） 6.2.4. 「型式」欄 （1）（略） （2）「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が添付されている二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている型式とする。 6.2.5. 「車台番号又はシリアル番号」欄 （1）（略） （2）次のいずれかに該当する車台番号が車台に打刻されている並行輸入自動車は、その番号を車台番号とするものとする。 ①（略） ② 打刻届出書が添付されている二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車台番号 ③（略） （3）（略） 6.2.6. 「原動機の型式」欄 （1）当該並行輸入自動車の原動機の型式が記載されていること。 なお、原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 ①（略） ② 打刻届出書が添付されている二輪自動車等の原動機は、打刻届出書に記載されている原動機の型式	別添 1～別添 2（略） 別添 3（4-14 関係） 並行輸入自動車審査要領 1. ～5.（略） 6. 書面審査 （1）～（2）（略） 6.1.（略） 6.2. 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1）） 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。 6.2.1.～6.2.2.（略） 6.2.3. 「車名」欄 （1）（略） （2）「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、車台の製作者が付与した車名を次のいずれかにより判定できる場合に限り、その車名を記載することができる。 ①（略） ② 打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車名 ③～⑧（略） 6.2.4. 「型式」欄 （1）（略） （2）「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている型式とする。 6.2.5. 「車台番号又はシリアル番号」欄 （1）（略） （2）次のいずれかに該当する車台番号が車台に打刻されている並行輸入自動車は、その番号を車台番号とするものとする。 ①（略） ② 打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車台番号 ③（略） （3）（略） 6.2.6. 「原動機の型式」欄 （1）当該並行輸入自動車の原動機の型式が記載されていること。 なお、原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 ①（略） ② 打刻届出書が提出された二輪自動車等の原動機は、打刻届出書に記載されている原動機の型式

新	旧
③～⑤（略） (2)（略） 6.2.7. ～6.2.13.（略） 6.3. ～6.11.（略） 6.12. 騒音規制への適合性に関する書面等 6.12.1.（略） 6.12.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から (5) に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6.2.13. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 (1) ～ (3)（略） [UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）] (4) 保安基準適用年月日が令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日）から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては<u>令和 10 年 8 月 31 日</u>）までの自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2 (1) ①の規定（規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） [UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制）] (5) 保安基準適用年月日が<u>令和 9 年 9 月 1 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては<u>令和 10 年 9 月 1 日</u>）以降の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ②の規定（規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） (6) ～ (7)（略）	③～⑤（略） (2)（略） 6.2.7. ～6.2.13.（略） 6.3. ～6.11.（略） 6.12. 騒音規制への適合性に関する書面等 6.12.1.（略） 6.12.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等 (1) から (5) に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6.2.13. (2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。 (1) ～ (3)（略） [UN R51-03 フェーズ 2（平成 28 年騒音規制）] (4) 保安基準適用年月日が令和 5 年 4 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日）から<u>令和 8 年 10 月 7 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては<u>令和 9 年 10 月 7 日</u>）までの自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2 (1) ①の規定（規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） [UN R51-03 フェーズ 3（平成 28 年騒音規制）] (5) 保安基準適用年月日が<u>令和 8 年 10 月 8 日</u>（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるもの）にあっては<u>令和 9 年 10 月 8 日</u>）以降の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ②の規定（規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。）に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。（少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。） ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。 ①～⑤（略） (6) ～ (7)（略）

新				旧			
6.12.3. (略) 6.13. ～6.21. (略) 7. ～8. (略) 9. 届出書等の保存期間 9.1. ～9.3. (略) 9.4. 新規検査等の受検がない自動車の届出書等 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 複数台数届出が行われた自動車について、新規検査等の受検がないまま書面審査が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年が経過した場合、当該自動車に係る同一構造証明書(第5号様式)及び技術基準等適合証明書(第6号様式)の原本は届出者に返却しないものとする。</u>				6.12.3. (略) 6.13. ～6.21. (略) 7. ～8. (略) 9. 届出書等の保存期間 9.1. ～9.3. (略) 9.4. 新規検査等の受検がない自動車の届出書等 (1) ～ (2) (略) <u>(新設)</u>			
別表第1(別添3関係)				別表第1(別添3関係)			
保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例	保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第15条 燃料装置	7-23 燃料装置	(略)	(略)	第15条 燃料装置	7-23 燃料装置	(略)	(略)
		UN R137-02 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① <u>COC ペーパーの写し</u> ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② <u>WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R137-02 に基づく認定証の写し</u> ④ <u>UN R137-02 に基づくⒺマークを撮影した写真</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
		UN R94-04 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① <u>COC ペーパーの写し</u> ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② <u>WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R94-04 に基づく認定証の写し</u> ④ <u>UN R94-04 に基づくⒺマークを撮影した写真</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
		UN R95-05 側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① <u>COC ペーパーの写し</u> ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② <u>WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新				旧			
第 17 条 の 2 電気装置	7-26 電気装置		③ UN R95-05 に基づく認定証の写し ④ UN R95-05 に基づくⒺマークを撮影した写真			(新設)	(新設)
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	第 17 条 の 2 電気装置	7-26 電気装置	(略)	(略)
		UN R100-05 バッテリー式電気 自動車に係る協定 規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに 限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認 可を受けた時点のカテゴリが確認できる資 料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに 限る。 ③ UN R100-05 に基づく認定証の写し ④ UN R100-05 に基づくⒺマークを撮影した 写真			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(新設)	(新設)
		UN R94-04 オフセット前面衝 突時の乗員保護に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認 可を受けた時点のカテゴリが確認できる資 料 ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-04 に基づく認定証の写し ④ UN R94-04 に基づくⒺマークを撮影した写 真			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		UN R95-05 側面衝突時の乗員 保護に係る協定規 則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに 限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認 可を受けた時点のカテゴリが確認できる資 料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに 限る。 ③ UN R95-05 に基づく認定証の写し ④ UN R95-05 に基づくⒺマークを撮影した写 真			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(新設)	(新設)
		UN R137-02 フルラップ前面衝 突時の乗員保護に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認 可を受けた時点のカテゴリが確認できる資 料			(新設)	(新設)
		(略)	(略)			(新設)	(新設)

新				旧			
			<u>・M₁カテゴリのものに限る。</u> ③ UN R137-02 に基づく認定証の写し ④ UN R137-02 に基づく㊦マークを撮影した写真				<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
第 18 条 車枠及び 車体	7-29 フルラップ前 面衝突時の車 枠及び車体の 乗員保護性能	(略)	(略)	第 18 条 車枠及び 車体	7-29 フルラップ前 面衝突時の車 枠及び車体の 乗員保護性能	(略)	(略)
		UN R137-02 フルラップ前面衝 突時の乗員保護に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し <u>・M₁カテゴリのものに限る。</u> ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認 可を受けた時点のカテゴリが確認できる資 料 <u>・M₁カテゴリのものに限る。</u> ③ UN R137-02 に基づく認定証の写し ④ UN R137-02 に基づく㊦マークを撮影した 写真			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
	7-30 オフセット前 面衝突時の車 枠及び車体の 乗員保護性能	UN R94-04 オフセット前面衝 突時の乗員保護に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し <u>・M₁カテゴリのものに限る。</u> ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認 可を受けた時点のカテゴリが確認できる資 料 <u>・M₁カテゴリのものに限る。</u> ③ UN R94-04 に基づく認定証の写し ④ UN R94-04 に基づく㊦マークを撮影した写 真		7-30 オフセット前 面衝突時の車 枠及び車体の 乗員保護性能	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
	7-31 自動車との側 面衝突時の車 枠及び車体の 乗員保護性能	(略)	(略)		7-31 自動車との側 面衝突時の車 枠及び車体の 乗員保護性能	(略)	(略)
		UN R95-05 側面衝突時の乗員 保護に係る協定規 則	① COC ペーパーの写し <u>・M₁カテゴリ又はN₁カテゴリのものに 限る。</u> ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認 可を受けた時点のカテゴリが確認できる資 料 <u>・M₁カテゴリ又はN₁カテゴリのものに 限る。</u> ③ UN R95-05 に基づく認定証の写し ④ UN R95-05 に基づく㊦マークを撮影した写 真			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
備考 (1) ～ (3) (略)				備考 (1) ～ (3) (略)			
別表第 2～別表第 5 (略)				別表第 2～別表第 5 (略)			

新	旧
別紙（略） 第 1 号様式～第 12 号様式（略） 別添 4～別添 15（略）	別紙（略） 第 1 号様式～第 12 号様式（略） 別添 4～別添 15（略）

附則（令和 7 年 9 月 26 日規程第 13 号）
この規程は、令和 7 年 9 月 30 日から施行する。